



届出・証明



届出・証明

戸籍に関する主な届出

問 市民課 市民係 ☎32-0514

出生届	生まれた日を含む14日以内に届け出てください。届出先は本籍地、出生地、届出人の所在地のいずれかの役所です。子の名前は常用漢字、人名漢字、ひらがな、カタカナに限ります。出生届書、医師または助産師の出生証明書、母子手帳が必要です。
婚姻届	令和4年4月1日から、婚姻できる年齢が男女ともに18歳になりました。本人確認のため、公的な本人確認証明書を持って、届け出てください。届出先は本籍地または所在地の役所です。婚姻届書(証人として成人2人の署名が必要)、戸籍謄本(本籍が届出地以外の人)が必要です。休日時間外に届出される場合は、事前に届書の審査を受けてください。(不備がある場合は、受理できないことがあります)
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内に届け出てください。届出先は亡くなった人の本籍地、死亡地、届出人の所在地のいずれかの役所です。死亡届書、医師の死亡診断書が必要です。国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金、各医療、身体障害者手帳、療育手帳などの手続きも必要です。
転籍届	戸籍筆頭者と配偶者が、本籍地、所在地、転籍地のいずれかの役所に届け出てください。転籍届書、戸籍謄本1通(市外への転籍または市外からの転籍のとき)が必要です。
離婚届	本人確認のため、公的な本人確認証明書を持って、届け出てください。届出先は本籍地または所在地の役所です。離婚届書、夫婦の戸籍謄本1通(本籍が届出地以外の人)が必要です。協議離婚の場合は証人として成人2人の署名が必要です。未成年の子どもがあるときは親権者を定めてください。婚姻の際の氏を引き続き使用される場合は、別に届出が必要です。

住所に関する主な届出

問 市民課 市民係 ☎32-0514

住所の異動	住所の異動の手続きができるのは、本人および本人と同一の世帯員です。 ※本人確認のため、公的な本人確認証明書(運転免許証、保険証など)を持って届け出てください。 ※マイナンバーカードをお持ちの方は必ずご持参ください。 ※代理人の場合は、本人自筆の委任状(市民係窓口にも様式準備)も必要です。 ※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルサイトを通じてオンラインによる転出手続きができます。その際は、転出元市町村への来庁は不要で、転出証明書の交付はありません。また、転入届と転居届は市役所への来庁が必要ですが、マイナポータルサイトで来庁予定の申請ができます。
転出届	市外に転出される人は、転出する前に、国民健康保険証、介護保険被保険者証、後期高齢者・乳幼児などの医療証、身体障害者手帳、印鑑登録証を持って届け出てください。転出証明書を発行しますので、それを持って新しい所に住み始めて14日以内に転出先の役所に転入届をしてください。
転居届	市内で転居された人は、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード、国民健康保険証、介護保険被保険者証、後期高齢者・乳幼児などの医療証、身体障害者手帳を持って、転居した日から14日以内に届け出てください。
転入届	市内に転入した人は、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード、前住所地で発行された転出証明書、年金手帳(国民年金第1号被保険者のみ)、身体障害者手帳、介護保険受給資格証明書(認定を受けている人のみ)を持って、転入した日から14日以内に届け出てください。



印鑑登録

問 市民課 市民係 ☎32-0514

印鑑登録の流れ

- ①本人が、官公庁から発行された顔写真付きの本人確認証明書(運転免許証、パスポートなど)を窓口で提示されると、申請日に印鑑登録証が取得できます。
- ②本人が官公庁から発行された顔写真付きの本人確認証明書をお持ちでない場合や、代理人による申請の場合は登録申請手続き後に市役所から照会書等を本人のご住所に送付します。この照会書を持参して登録完了となりますので、印鑑登録証を受け取るまで数日かかります。

印鑑登録証明書

証明書が必要なときは、必ず印鑑登録証を添えて請求してください。印鑑は必要ありません。代理の人が請求される場合は、登録証を持参のうえ、本人の住所、氏名、生年月日を記載して申請することになります。
※印鑑登録証の提示がない場合は証明書は発行できません。また、登録証を紛失したときは新たに登録が必要で、再交付手数料として400円が必要です。

市民係での各種証明書と手数料

問 市民課 市民係 ☎32-0514

- ①住民票の写し..... 300円
- ②住民票記載事項証明書..... 300円
- ③戸籍の附票の写し..... 300円
- ④戸籍の記録事項証明書(全部・個人)..... 450円
- ⑤除籍の記録事項証明書(全部・個人)..... 750円
- ⑥受理証明書..... 350円
- ⑦身分証明書..... 300円
- ⑧独身証明書..... 300円
- ⑨印鑑証明書..... 300円

請求できる人

- ①~②: 本人または本人と同一の世帯員
 - ③~⑤: 戸籍に記載されている者、その配偶者、直系尊属もしくは直系卑属
 - ⑥~⑧: 本人
 - ⑨: 「印鑑登録」の項参照
- ※本人確認のため公的な本人確認証明書(運転免許証・保険証など)を持参して申請してください。
※代理人の場合は、本人直筆の委任状(市民係窓口にも様式準備)も必要です(⑧は代理申請できません)。
※必要に応じて、申請事由や請求権を具体的に記載した資料を提出していただくことがあります。

戸籍に関する証明書の郵便による請求

問 市民課 市民係 ☎32-0514

手数料(定額小為替)と、申請者の本人確認証明書の写し、切手を貼った返信用封筒を添え、以下の事項を書いて本籍地のある市町村に請求してください。

本籍地番、戸籍筆頭者の氏名、全部事項証明(謄本)・個人事項証明(抄本)の区別と枚数(抄本の場合は必要な人の氏名)、請求者との関係、請求者の氏名、現住所、電話番号(昼間連絡先)、請求事由(使用目的等)

※返送先は申請者の住民登録地に限ります。

マイナンバーカード

問 市民課 市民係 ☎32-0514

マイナンバーカードとは

マイナンバーカードは、高度なセキュリティ機能を持ったICカードで、希望する方に交付され、個人番号を証明する書類や公的な本人確認証明書として利用できます。

手続き方法

- ①交付申請書に必要な事項等を記入の上、郵送で申請するか、交付申請書のQRコードを読み込み、スマートフォンからの申請が可能です。
- ※現住所の市町村役場で交付する交付申請書、または「地方公共団体情報システム機構」のホームページから「手書き交付申請書」をダウンロードの上ご利用ください。
- ②市役所にて交付の準備ができ次第、申請者あて交付通知を送付します。
- ③交付通知書に必要な事項をご記入いただき、マイナンバー通知カード、本人確認書類(運転免許証など顔写真つき)のものは1点、それ以外のものは2点)を持参の上、ご本人さまが直接市役所へお越しください(代理人による受領は、委任状等の書類が必要になる場合があるため、事前に市役所へ確認ください)。

電子証明書

電子証明書は、オンライン手続きにおいて本人を確認するため、マイナンバーカード内に保存されている情報です。

※電子証明書をを用いることにより、証明書のコンビニ交付、健康保険証としての利用や確定申告、子育て、介護等の行政手続きをオンラインで行うことができます。

マイナンバーカードによる証明書のコンビニ交付

取得できる証明書

種類	手数料	取得できる範囲
住民票の写し	300円	本人、同一世帯の人(最新分のみ。履歴なし)
印鑑登録証明書	300円	本人(印鑑登録している人のみ)
課税(所得)証明書	300円	本人(最新分のみ)
納税証明書	300円	本人(最新分のみ)

利用できるコンビニ

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなどの全国のコンビニ等

※マルチコピー機を設置している店舗に限る。

利用できる時間

午前6時30分~午後11時(各店舗の営業時間内に限る)

注意事項

- ・利用の際に、マイナンバーカード取得時に設定した4桁の暗証番号が必要です。
- ・暗証番号を連続して3回間違えるとロックがかかり、利用できなくなります。再設定の手続きは本庁市民課市民係または若宮総合支所(ハートフル)にお越しください。
- ・コンビニ交付した証明書の交換や手数料の返金はできません。
- ・無料交付される証明書は、窓口までお越しください。
- ・マイナンバーカード交付日、住所異動や印鑑登録や氏名変更した当日、更新を行ってから24時間は利用できません。





衛生・環境・ペット

ごみの収集

問 環境保全課 環境衛生係 ☎32-0516

指定袋(証紙)で出すごみ

「固形燃料用ごみ(旧もえるごみ)」「燃えないごみ」「粗大ごみ」「びん・かん」「ペットボトル」の5種類です。一度に出せるごみは、一世帯5袋又は5個までです。

【固形燃料用ごみ(旧もえるごみ)】

指定袋(黄色)に入れて決められた曜日の午前8時までに出してください。曜日は、「月曜日・木曜日」「火曜日・金曜日」「水曜日・土曜日」で、地区によって異なります。

【燃えないごみ】

指定袋(緑色)に入れて、指定日の午前8時までに出してください。指定日は日程表をご覧ください。

【粗大ごみ】

証紙を貼って、指定日の午前8時までに出してください。指定日は日程表をご覧ください。

【びん・かん】

指定袋(緑色)に入れて、指定日の午前8時までに出してください。指定日は日程表をご覧ください。

【ペットボトル】

キャップとラベルを外して指定袋(透明)に入れて、指定日の午前8時までに出してください。指定日は日程表をご覧ください。

種類	価格(税込み)
固形燃料用ごみ(大)	740円(10枚)
固形燃料用ごみ(小)	582円(10枚)
燃えないごみ(大)	740円(10枚)
燃えないごみ(小)	582円(10枚)
ペットボトル用	420円(5枚)
証紙	420円(5枚)

臨時収集

引越しなどで大量(5袋又は5個を超える)のごみを出す場合は、臨時収集を利用してください。臨時収集とは、指定のごみ袋や証紙を利用せずに別途料金をごみ収集業者に支払い排出する方法です。お住まいの地域の指定のごみ収集業者に前もって依頼してください。

料金 2トンダンプ1台分 8,800円
2トンダンプ半台分 6,270円

直接搬入

事前申込により、処理場へ一般家庭からのごみの持ち込みが出来ます。

持込日時 毎月第2土曜日と第4土曜日
午前9時～午後4時

持込方法 3営業日前までに市役所の窓口へ申し込み、持ち込んだごみの量に応じた証紙でのお支払いとなります。処理場へ持ち込みます。

処理場 泉水最終処分場(鞍手町大字新延1296番地8)

- *事前申込していない場合は受け取れません。
- *申込時に搬入車輛の種類やナンバー等をお聞きします。
- *詳細はお問い合わせください。

資源物拠点回収

問 環境保全課 環境衛生係 ☎32-0516

資源物拠点回収は、「新聞」「雑誌」「その他の古紙」「ダンボール」「牛乳パック」「缶」「びん」「ペットボトル」「ビニール袋」「食品用トレイ」「発泡スチロール」「使用済小型家電」「蛍光管」「水銀体温計」「水銀血圧計」「水銀温度計」「使い捨てライター」「ボタン電池」「充電式電池」「ペットボトルキャップ」「乾電池」が無料で持ち込み出来ます。

日時 日曜日(第1日曜日～第4日曜日) 午前9時～正午

(以下は広告スペースです)

未来へ残そう
快適 *Amenity* で *Clean* な地球

Amenity 株式会社
& Clean エーアンドシー

鞍手郡小竹町大字勝野 1937
☎0949-62-1197 FAX0949-62-6765

塵芥の収集、運搬
牛乳及び乳製品の販売

友永清掃株式会社

宮若市磯光1827番地171

☎ 0949-32-0050

一般廃棄物収集・運搬
浄化槽維持管理(保守点検・清掃)
産業廃棄物収集・運搬
下水道管路施設維持管理

有限会社 **サン・フレッシュサービス**
Sun Fresh Service, Inc.

〒823-0004 宮若市磯光881番地

TEL 0949-32-1176
FAX 0949-32-2558



場所

毎月第1日曜日	くらじグリーンセンターストックヤード
毎月第2日曜日	宮若市役所 本庁西側駐車場倉庫前 若宮コミュニティセンター駐車場
毎月第3日曜日	くらじグリーンセンターストックヤード
毎月第4日曜日	宮若市役所 本庁西側駐車場倉庫前 若宮コミュニティセンター駐車場

【新聞】

* 広告など新聞以外の紙は混ぜないでください。

【雑誌】

週刊誌、コミック、書籍、カタログ等が対象です。

* 皮製の表紙のものはリサイクル出来ませんので、取り外して紙部分だけを持ち込んでください。

【その他の紙】

紙袋、包装紙、コピー用紙、はがき、チラシなどが持ち込めます。

* ビニール等の紙以外のものは取り除いてください。カーボン紙、ファイル類、シール、トイレットペーパー、汚れた紙などは回収できません。

【ダンボール】

お菓子の箱、ティッシュの箱、食品ラップの芯、紙ファイルなどの厚紙です。

* 線香臭、洗剤臭などの箱は持ち込めません。

* ビニールなどは取り除いて持ち込んでください。

【牛乳パック】

よく水洗いして中身を開いて、乾かしてから持ち込んでください。

* 酒パックなどの内側に銀色のアルミが貼り合わせてあるもの、又カビや汚れがあるものは持ち込めません。

【衣類】

透明な袋に入れてください。持ち込みの際は、中身を確認させていただきます。

* 汚れたもの、綿入りのもの、下着などは回収できません。

【缶】

アルミ缶、スチール缶、缶詰、菓子缶等が持ち込めます。

* スプレー缶は穴を開けて持ち込んでください。

【びん】

透明びん、茶びん、その他びんが持ち込めます。

* キャップや栓は取り外してください。

【ペットボトル】

よく水洗いしてキャップとラベルは取り外してください。

【ビニール袋】

レジ袋と透明ビニール袋が持ち込めます。

* お菓子の袋や冷凍食品の袋などは持ち込めません。

【食品用トレイ類】

食品用トレイ、色つきトレイ、やわらかいプラスチックのトレイが持ち込めます。

【発泡スチロール】

異物を取り除いて持ち込んでください。

* カビや汚れがあるものは持ち込めません。

【使用済小型家電】

デジタルカメラ、携帯電話など小型家電が持ち込めます。(ただし、テレビ、エアコンなどの家電リサイクル法の対象家電を除く)

* 本庁舎および支所に設置している回収ボックス(投入口 250mm×150mm)でも常時回収しています。

【蛍光灯、水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計】

* 白熱電球などは持ち込めません。

【ペットボトルキャップ】

シールをはがし、洗って乾かしてから持ち込んでください。

* 本庁舎及び支所に設置している回収ボックスでも常時回収しています。

【火災防止のため回収するもの】

使い捨てライター、ボタン電池、小型充電式電池、乾電池が持ち込めます。

リサイクル活動団体奨励金

問 環境保全課 環境衛生係 ☎32-0516

地域の皆さんの集団回収(廃品回収)を応援するため、市内の一般家庭から出される「新聞」「雑誌」「ダンボール」「古着」の回収は、1kgあたり8円の奨励金を交付しています。

* 奨励金の交付を受けるには、団体登録および交付申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

生ごみ処理容器購入費補助金

問 環境保全課 環境衛生係 ☎32-0516

生ごみを堆肥化させる処理容器(コンポスト)と電動式生ごみ処理機、ダンボールコンポスト等の購入に対して、補助金を交付しています。

* 詳細はお問い合わせください。

(以下は広告スペースです)

一般廃棄物収集運搬業

機クリーンサービス若宮



〒822-0145 宮若市宮永7-1
TEL 0949-52-3337
FAX 0949-52-1480

KYOWA KANKYO

協和環境有限会社

- 一般廃棄物処理業
- 浄化槽維持管理
- 浄化槽関連機器の販売・修理

〒823-0011
福岡県宮若市宮田 223 番地 10
☎0949-32-4821 ㊟0949-32-4827

未来へ残そう、きれいな水を!

ISO14001環境マネジメントシステム審査登録371

JSA EMS ISO 14001 JSAE 371

MS JAB CM001

西鞍手浄化槽管理(有)

宮若市下有木785-2
TEL 0949-32-0507(代)
FAX 0949-32-1122



宮若市スズメバチ駆除費補助金

問 環境保全課 環境衛生係 ☎32-0516

市民生活の安全とより良い環境づくりのため、スズメバチの巣の駆除費用の一部を補助しています。

対象者

- ・巣がある建物や土地を所有・管理・使用している個人
- ・自治会など

対象の巣

市内にある現にスズメバチが活動している巣で、次のいずれかに該当すること。

- ・居住用の建物か、その敷地内にあるもの
- ・おおむね10m以内に、複数の人が日常的に立ち入る場所があり、不特定の人に危害が及ぶと判断されるもの（一部対象外の場合あり）

補助額

費用の2分の1（上限7,000円）

し尿の収集

問 環境保全課 環境衛生係 ☎32-0516

月に1度または随時、し尿の収集を行っています。月に1度定期的に収集を行う場合は、市役所での申請が必要です。人数が変更になった場合や、作業を一時中止したい場合、作業を廃止したい場合など、何か変更があるときも、届け出てください。

*住民票の異動届をされる場合は、その時に手続きをしていただきますので、し尿に関して個別に届け出てもらう必要はありません。

月に1度ではなく、必要に応じて随時作業を行う場合は、業者に電話で申し込んでください。

（以下は広告スペースです）

一般廃棄物処理業務

浄化槽維持管理および清掃業務



株式会社 **タケマツ環境**

宮若市下2060

TEL 0949-52-0903 FAX 0949-52-2677

鞍手郡鞍手町大字中山2389-4

TEL 0949-42-4911 FAX 0949-42-0567

し尿処理料金

区分		金額(税抜)	
一般家庭	普通便槽	1人につき月額	450円
	無臭式便槽	普通便槽料金のほか1個につき加算月額	300円
	汲取式水洗便所	1荷(36リットル)につき (半荷以上は1荷とみなす。)	375円
一般家庭外		1荷(36リットル)につき (半荷以上は1荷とみなす。)	375円
臨時処理分		1荷(36リットル)につき (半荷以上は1荷とみなす。)	375円
		臨時汲取り1回につき(上記に加算)	500円

火葬場(桜華苑)

問 環境保全課 桜華苑 ☎32-0516 ☎55-6060

火葬場を利用する場合は、事前に『桜華苑』で予約が必要です。予約方法は『桜華苑』にお問い合わせください。予約後に市役所で火葬許可申請を行ってください。

施設について

名称 宮若市火葬場『桜華苑』

電話番号 55-6060 FAX:55-6080

施設内容 火葬炉3基、告別室、収骨室、待合室

休場日 毎月1日、15日(土曜、日曜、祝日のときは、翌平日)

火葬の受入時間

午前9時～午後4時

火葬の予約時間

午前8時30分～午後5時15分

火葬料について

問 環境保全課 環境対策係 ☎32-0516

区分	単位	火葬料	
		市内住民	市外住民
12歳以上	1体	20,000円	70,000円
12歳未満	1体	12,000円	45,000円
死産児	1体	5,000円	12,000円

※身体の一部や改葬遺骨は死産児の取り扱いとなります。



犬・猫

問 環境保全課 環境衛生係 ☎32-0516

▶ 犬の登録

犬を飼う時は市町村での登録が必要です。また、引っ越しなどで犬の所在地が変わったときや、飼い主が変わったとき、飼い犬が死亡したときなど、変更の届出が必要です。

新規登録の場合

・新規に登録される場合は窓口に新規登録届を提出してください。
(料金3,000円 登録は生涯1度です。)

市内に転入の場合

・宮若市の窓口に変更届を提出してください。
・その際、旧住所の市町村の登録鑑札が必要です。
(鑑札を紛失されている場合は旧住所の市町村で再発行手続が必要です。料金は旧住所地の市町村にお問い合わせください。)
手続が完了すると、旧住所地の鑑札を宮若市の鑑札と無料で交換します。

市外に転出の場合

・転出先の市町村に変更届を提出してください。
・その際、宮若市の登録鑑札が必要です。
(鑑札を紛失されている場合は再発行手続が必要です。料金1,600円)
手続が完了すると、宮若市の鑑札を転出先の市町村の鑑札と無料で交換してもらえます。
*行方不明になったとき、亡くなったときは届出をお願いします。
*迷子にならないために鑑札は、首輪につけてあげてください。

▶ 狂犬病予防注射済票の交付

生後91日以上の子犬の飼い主の方は、年1回、愛犬に狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。

注射は、動物病院もしくは毎年4月に市内の公民館や公園などで行われる集団注射で受けることができます。

*狂犬病予防注射を受けたとき、注射済票(首輪につけられる札)と門戸票(シール)をお渡しします。迷子にならないために、注射済票は首輪につけてあげてください。

*市外の動物病院で注射をされた場合は、市役所の窓口で注射済票と門戸票をお渡ししますので、病院でもらった注射の証明書をお持ちください。

料金 注射済票交付 550円

▶ 宮若市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金

飼い主のいない猫の過剰な繁殖に伴う殺処分を減らすとともに、ふん尿等による近隣被害を防止するため、飼い主のいない猫を対象とした不妊・去勢手術に要する費用の一部を補助します。

対象者

宮若市に住所を有する18歳以上の市税等に滞納が無い人が、市内で飼い主のいない猫に給餌しており、指定する動物病院で手術を受けさせることができる人

補助金額(耳先カット費用を含む)

不妊手術 上限12,000円/件

去勢手術 上限 7,000円/件

(以下は広告スペースです)

さくら動物クリニック

診療時間
午前9:00~11:30
午後3:00~6:30
※土曜~4:30まで
(水曜午後・日祝休診)

宮若市長井鶴207-1
☎32-2701



JRハセツセンター
宮田郵便局
至飯塚
至若宮
至直方
至鞍手
県道21号線
セブンイレブン
来島自動車
安倍医院

YOSHIMOTO ANIMAL HOSPITAL

よしもと動物病院

院長 吉本 浩輔

診療受付時間
月~水・金曜日 9:00~11:30/15:00~18:30
木曜日・土曜日 9:00~11:30/15:00~16:30
第3土曜日・日曜日・祝日 休診

宮若市本城51-2
TEL 0949-32-1299



本城交差点
至直方
至鞍手
至飯塚
至若宮
至直方
至鞍手
至飯塚
至若宮
至直方
至鞍手
至飯塚
至若宮
至直方
至鞍手
至飯塚
至若宮

税金

税金の種類

個人市・県民税

問 税務収納課 市民税係 ☎32-0513

個人市・県民税は、前年中の収入と控除から計算され、その年の1月1日現在で市内に住む人と住んでいなくても市内に事業所等を持っている人に対して課税されます。納付方法は、勤務先が毎月の給与から差し引いて納入する「給与特別徴収」、口座振替や納付書を使って自らが納める「普通徴収」、年金所得に係る分を年金から天引きする「年金特別徴収」の3つがあります。

法人市民税

問 税務収納課 市民税係 ☎32-0513

法人市民税は、宮若市内に事業所や寮を有する法人に納税義務があります。該当の法人は設立・設置申告書を提出して法人登録をしなければなりません。

税額の計算は、国税である法人税に対して課税される「法人税割」と、資本金等と従業員数によって課税される「均等割」とがあります。

固定資産税

問 税務収納課 資産税係 ☎32-0513

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）といえます。現在、宮若市内に土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人に課税される税金です。固定資産課税台帳に登録された価格を基に課税標準額を算定し、その課税標準額に税率の1.4%を乗じた額が固定資産税額となります。

固定資産税納税通知書は、毎年4月中旬に原則としてその所有者に送付します。

次のような場合は、市役所への届け出が必要になります。

所有者がすでに亡くなっている場合

所有者がすでに亡くなっている場合は、全ての相続人の中から納税を管理する方を一人を指定していただくため、「相続人代表者兼現所有者指定申告書」を市役所に提出してください。その方宛てに納税通知書を送付します。

※登記されている土地、家屋の名義を相続人に変更する場合は、法務局での相続登記が必要になります。

所有者が事情により納税することが困難な場合

所有者が事情により固定資産税の納付が困難な場合（納税判断ができない、市外に在住している等）は、納税を管理する方を指定していただくために、「納税管理人申告書」を市役所に提出してください。その方宛てに納税通知書を送付します。ただし、納税管理人になられた方には、所有者同様に納税の義務が発生します。

家屋を取り壊された場合

未登記の家屋を取り壊された場合は、「家屋滅失申告書」を市役所に提出してください。次年度からその家屋に対する固定資産税がなくなります。登記されている家屋を取り壊された場合は、法務局において滅失登記が必要となります。何らかの理由で滅失登記が遅れる、またはできない場合は、未登記の家屋と同様に「家屋滅失申告書」を市役所に提出してください。

火災や水害等の災害により被害が生じた場合

火災や水害等の災害により被害が生じた場合は、「減免申請書」を市役所に提出してください。被害の程度によりその家屋等に係る固定資産税を減免できる場合があります（評価額の概ね2割以上の被害が対象です）。

市たばこ税

問 税務収納課 資産税係 ☎32-0513

市たばこ税は、製造たばこの消費に対して課税される税金で、宮若市内で販売されるたばこの代金に含まれており、製造たばこの製造者や特定販売業者、卸売販売業者が小売販売業者に売り渡す場合に課税されます。

市たばこ税の税率は、1,000本当たり6,552円となっています。

入湯税

問 税務収納課 資産税係 ☎32-0513

入湯税は、鉱泉浴場に入湯することに対して課税される税金で、環境衛生施設や鉱泉源の保護管理施設・消防施設・その他消防活動に必要な施設の整備などの必要な費用に充てられる目的税です。また、観光施設の整備を含む観光の振興にも充てられます。

入湯税の税額は、一人1日150円で、宿泊を伴わない場合は一人1日100円です。ただし、12歳未満の人や共同浴場または一般公衆浴場に入湯する人に入湯税はかかりません。

市から入湯税の特別徴収者に指定された鉱泉浴場（旅館やホテルなど）の経営者が、利用者から入湯税を受け取り、市に申告して納入します。

軽自動車税（種別割）

問 税務収納課 市民税係 ☎32-0513

軽自動車税（種別割）は、その年の4月1日現在で軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車などを持っている人に課税されます。（取得・廃車手続きは37ページを参照）

国民健康保険税

問 税務収納課 市民税係 ☎32-0513

国民健康保険は、職場の健康保険や共済組合等の医療保険に加入していない人が加入しなければならない医療保険制度です。加入世帯の世帯主に対して、所得割（前年中の所得をもとに算出）、資産割（加入者の固定資産税をもとに算出）、均等割（加入者の人数で算出）、平等割（加入世帯あたりの定額）を合算した国民健康保険税が課税されます。なお、国民健康保険加入者で40歳～64歳の人のいる世帯は介護保険分を含んだ額が課税されます。納付方法は、口座振替や納付書を使って自ら納める「普通徴収」と年金から天引きする「年金特別徴収」の2つがあります。（国民健康保険の加入手続きや給付等の説明は51・52ページをご覧ください）



税金の納付

問 税務収納課 納税管理係 ☎32-1008

市税は納期限までに下記金融機関にて納付ください。納め忘れを防ぐために、便利な口座振替をご利用ください。口座振替の手続きは、下記の金融機関でお願いします。

取扱い金融機関

飯塚信用金庫、直鞍農業協同組合、福岡銀行、西日本シティ銀行、九州労働金庫、ゆうちょ銀行または郵便局、福岡ひびき信用金庫

コンビニ収納

市税は、納付書に記載されたコンビニエンスストアでも納付できます。納期限を過ぎた納付書は、お取扱いできない場合もあります。

延滞金

納期限を過ぎると、延滞金が増加されることもありますのでご注意ください。

スマホ決済

スマートフォンの「Pay Pay」「LINE Pay」等のアプリから24時間手数料無料で納付できます。

※納期限を過ぎた納付書では納付できません。

地方税統一QRコードによる納付

納付書に「eLマーク」があれば、「地方税お支払サイト」や各種スマホ決済アプリから24時間お支払いが可能です。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

税の納期一覧表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税 (普通徴収)			○		○		○			○		
市県民税※1 (給与特別徴収)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市県民税 (年金特別徴収)	○		○		○		○		○		○	
固定資産税	○			○					○		○	
軽自動車税 (種別割)		○										
国民健康保険税 (普通徴収)				○	○	○	○	○	○	○	○	○
国民健康保険税 (年金特別徴収)	○		○		○		○		○		○	

※1 給与特別徴収は6月から翌年5月の12回となります。

市税に関する証明書の発行

問 税務収納課 納税管理係 ☎32-1008

市税に関する証明書の発行にかかる手数料は、原則として1通300円です。申請に来られるときは、運転免許証等本人確認ができるものを持ってきてください。本人以外の方が申請に来られる場合は、委任状が必要なことがありますので、事前にお問い合わせください。

郵送請求

証明書は郵送での発行もできます。詳しくは電話やホームページでご確認ください。

国税・県税

▶ 国税の問い合わせ

問 直方税務署(直方市) ☎22-0880

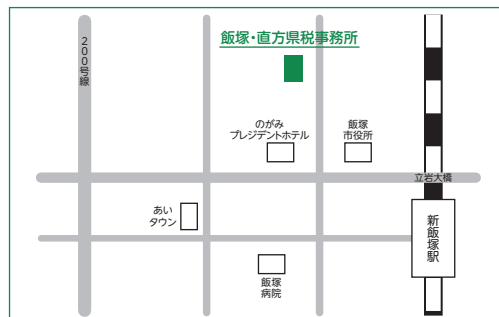
所得税、相続税、贈与税・消費税などについての問い合わせや納税の相談をお受けしています。



▶ 県税の問い合わせ

問 飯塚・直方県税事務所(飯塚市) ☎0948-21-4902

不動産取得税、自動車税、事業税などについての問い合わせや納税の相談をお受けしています。



バイクや軽自動車などの取得・廃車

問 税務収納課 市民税係 ☎32-0513

125cc以下のバイクや小型特殊自動車(トラクターなど)を取得、廃車、名義変更するとき、または他市町村へ転出するときは、手続きが必要です。

また、125ccを超えるバイクや軽自動車は、登録をした機関で手続きをしてください。

・125ccを超えるバイク…

九州運輸局福岡運輸支局 ☎050-5540-2080

・軽自動車…

軽自動車検査協会 ☎050-3816-1753



子育て

妊娠・出産

問 健康福祉課 健康対策係 ☎32-1177

子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期の様々な疑問・質問・相談に対応しています。相談内容に応じて、子育て支援機関や医療機関など関係機関と連携し、子育てを応援します。

① 妊娠に気づいたら

項目	内容	持参物
母子健康手帳の交付	母子健康手帳は、お母さんの妊娠・出産の経過やお子さんの出生時からの発育状態などを記入する大切な健康記録帳です。 妊娠届出書を提出すると母子健康手帳を市役所 健康対策係にて発行します。	妊娠届出書と個人番号カードまたは個人番号通知カードおよび顔写真付き身分証明書
妊婦健康診査補助券の交付	妊娠中の身体の異常を早期に発見し、治療するため、また健やかに子どもを生み育てるためには、妊娠中に定期的に健康診査を受けることが必要です。母子手帳の交付とあわせて、妊婦健診14回分の補助券を交付しています。	
出産応援ギフトの給付	妊娠中の経済的負担軽減を図るため母子手帳の交付時に妊婦さんへ面談を行い、出産応援ギフトの給付を行っています。	
妊娠8カ月時面談	妊娠・出産・育児のサポートを行うための伴走型支援として妊娠8カ月時にアンケートを行い、必要な方へは助産師による面談を行います。	母子手帳
マタニティ相談	妊婦さんを対象に保健師・助産師・栄養士が相談を受け付けています。※要予約	

② 赤ちゃんが生まれたら(日程等は保健事業カレンダー・広報みやわか「宮若生活」をご覧ください)

項目	内容	持参物
乳児家庭全戸訪問	生後4カ月までの赤ちゃんへ連絡を行い、保健師・看護師等が自宅訪問し、計測や相談をお受けします。また、市内の子育て情報の提供も行います。	
子育て応援ギフトの給付	子育て中の経済的負担軽減を図るため乳児家庭全戸訪問事業時に養育者へ面談を行い、子育て応援ギフトの給付を行っています。	
乳幼児健診	生後4・7・12カ月・1歳6カ月・3歳児の健康診査を行います。対象者へは事前に案内を送付します。	母子手帳、健診票
2歳児歯科健診	歯科衛生士による歯についての話と、歯科医師による歯科健診を実施します。また、希望者にはフッ素塗布を行います。対象者へは事前に案内を送付します。	
すくすく相談	小学校就学前のお子さんを対象に、身体計測や、保健師・助産師・栄養士等が育児相談を行います。※要予約	母子手帳
乳幼児発達相談	お子さんの発育発達上の悩みについて、臨床心理士・言語聴覚士・作業療法士が相談・助言を中心に支援を行います。※要予約	
離乳食教室	離乳食の説明、メニューの紹介、調理の方法について説明し、実際に離乳食を調理して試食をしていただきます。お子さんの月齢によって前期と後期があります。※要予約	母子手帳、エプロン等
すこやか食育教室	小学校就学前までのお子さんとその保護者を対象に、親子で料理を作りながら、幼児期からの食生活の大切さについて学ぶ教室です。※要予約	
産後ケア事業	お母さんと赤ちゃんの生活リズムと心身の安定を図るため、助産院におけるショートステイ(宿泊型)やデイケア(日帰り型)、アウトリーチ(訪問)で、お母さんの体のケア、授乳指導、育児相談等を受けることができます。 対象者は宮若市に住民票があり、産後1年未満で、体調や育児に不安があるお母さんと生後1年未満の赤ちゃんです。 ※医療行為が必要な方は利用できません。	

③ 予防接種について

項目	内容
個別接種	→56ページ

対象者へは事前に案内を送付します。(高齢者肺炎球菌ワクチン、高齢者インフルエンザワクチンは除く)



子育て支援

①子どもに関する各種制度

項目	内容	問い合わせ先
児童手当	次世代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で支援するため、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に支給されます。出生から15日以内に手続きをしてください。	子育て福祉課 子育て支援係 ☎32-0517
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の向上のために、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に支給されます。	
特別児童扶養手当	→43ページ	
障害児福祉手当	→43ページ	子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

項目	内容	持参するもの	問い合わせ先
ひとり親家庭等医療	母子家庭の母子や父子家庭の父子等を対象に、医療費の自己負担の一部を助成します。	健康保険証・(戸籍謄本)・(年金証書)	市民課 国保年金係 ☎32-4004
子ども医療	中学3年生までのお子さんを対象に、医療費の自己負担を助成します。出生の場合は出生日の翌日から30日以内に手続きをしてください。	(お子さんの)健康保険証	

②サポート各種

項目	内容	問い合わせ先
育児支援プログラム IPPO	はじめて子育てをするお母さんと生後2~4カ月の赤ちゃんのための育児支援プログラムです。週1回の6週連続講座でベビーマッサージやあやし歌などを行います。(対象者には事前に案内を送付します)	子育て福祉課 子育て支援係 ☎32-0517
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等においてお子さんを一定期間お預かりします。	
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	保護者の仕事等の理由により、平日の夜間または休日に家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で通所によりお子さんをお預かりします。	
病児保育事業	入院の必要がなく病気の回復期にあって、集団保育が困難であり、保護者などの事情で家庭で保育できない児童を病児・病後児室メリーハウス(鞍手乳児院)でお預かりします。	
保育所・認定こども園	保護者が働いていたり病気などの理由で、日中、家庭でお子さんを保育することが出来ないときや保護者に代わって保育できる人がいない家庭のお子さんをお預かりする施設です。 場所等:41ページ一覧表	
学童保育所	保護者が仕事などにより放課後留守家庭である小学校の児童を預かり、家庭との連携を図りつつ、放課後および土曜日等の学校休業日に家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全な育成を図る施設です。 場所等:41ページ一覧表	
子育て支援センター	0才から就学前のお子さんとその保護者が一緒に遊ぶことができ、子育て仲間と交流できる場です。 場所等:41ページ	
幼稚園	→58ページ	



③子育てに関する相談

項目	内容	問い合わせ先
家庭児童相談	家庭児童相談員が、児童の養育など家庭内のさまざまな問題について、電話や面談などによる相談に応じます。	子育て福祉課 家庭児童相談室 ☎32-0570
子育て世帯訪問支援事業	家事、育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラーがいる家庭を訪問支援者が訪問し、育児等の支援を行います。	

子育て支援センター

地域における子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを促進することを目的として、市内3カ所に子育て支援センターを設置し、地域における子育て親子の交流の場の提供、子育てに関する相談及び援助の実施、子育て関連情報の提供、子育て支援に関する親子のふれあいイベントや講習会等、地域の子育て支援の拠点となる活動を実施しています。「遊び場がない」「だれかと話したい」「育児に疲れている」「子育ての悩みを聞いてほしい」こんなときに、親子で気軽に遊びに来てください。

あそびの広場

- ・さくらんぼ(光陵学童保育所横)月曜日～金曜日 午前9時～11時30分(ランチタイム午前11時30分～午後0時30分)
午後1時30分～4時45分
- ・たんぼぼ(リコリス内)火曜日～土曜日 午前9時～11時30分(ランチタイム午前11時30分～午後0時30分)
午後1時30分～4時45分
- ・たけんこ(宮若西学童保育所横)月曜日～金曜日 午前9時～11時30分(ランチタイム午前11時30分～午後0時30分)
午後1時30分～4時45分

④一時預かり保育

生後6カ月から就学前までのお子さんを対象に一時預かり保育を行っています。預かりには事前登録及び予約が必要です。詳しくは、子育て支援センターさくらんぼにお問い合わせください。

一時預かり保育実施施設

施設名称	さくらんぼ	たけんこ
住所	磯光1317-18(光陵学童保育所横)	竹原1-1(宮若西学童保育所横)
曜日	月曜日～土曜日(祝日・年末年始休み)	月曜日～金曜日(祝日・年末年始休み)
対象年齢	生後6カ月から就学前までの乳幼児	1歳から就学前までの乳幼児
開所時間	午前8時30分～午後5時(※半日は4時間)	
料金	1日利用 2,000円・半日利用 1,000円	

※離乳食・アレルギーのある方は、さくらんぼでの預かりになります。

▶ 宮若市多子世帯利用者負担額減免(補助)事業

問 子育て福祉課 ☎0949-32-0517

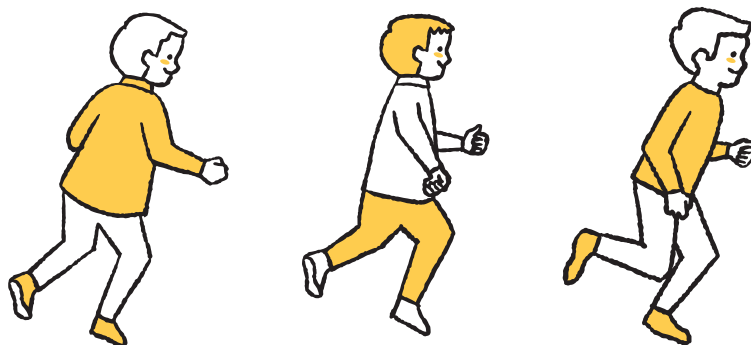
18歳まで(18歳到達後の最初の3月31日まで)の児童を養育している世帯から保育所等に入所した場合、第2子以降の保育料を軽減または補助する事業。

保育料 第2子以降…無料

対象者 児童が2人以上いる世帯において、以下の全てに該当する場合は申請の対象となります。

- 認可保育所や届出保育施設に入所している児童(保育所等の市内・市外は問いません)
 - 市に対して納付すべき市税、保育料、負担金、使用料等の滞納がない児童の保護者
- ※納付すべき金銭に滞納がある場合は上記までお問い合わせください。

詳しくはお問い合わせください。



保育施設・子育て関連施設

保育所・認定こども園

名称	所在地	電話番号
宮田保育園(私立)	宮田124	32-0210
福丸保育園(私立)	福丸504	52-0169
なないろ保育園(私立)	本城445	28-8002
なないろ保育園2(私立)	本城441	28-8011
宮若さくらこども園(私立)	磯光1317-136	32-2888
ひよこ保育園(私立)	本城1636(宮田病院)	28-8181

子育て支援センター

名称	所在地	電話番号
さくらんぼ	磯光1317-18(光陵学童保育所横)	32-1319
たんぽぽ	宮田6-1 リコリス内	32-0885
たけんこ	竹原1-1(宮若西学童保育所横)	52-2002

学童保育所

名称	所在地	場所	電話番号	開設時間		
				平日	土曜日	長期休暇
宮田南学童保育所	宮田3461	宮田南小学校内	090-4581-3563 080-9105-0466	下校時～ 午後6時30分	午前8時～ 午後6時30分	午前8時～ 午後6時30分
宮田北学童保育所	龍徳1207-1	宮田北小学校横	090-4581-7177 080-9143-1506			
光陵学童保育所	磯光1317-18	光陵小学校横	090-7451-3485 070-1946-0193 090-7451-5004			
宮若西学童保育所	竹原1-1	旧若宮小学校内	090-7451-8700 080-9101-3973 090-7451-5639			

企業主導型保育事業所

名称	住所	電話番号
かさまつ保育園 いきいきキッズパーク	宮若市下有木837	52-7090
ぼたぼた園	宮若市磯光471-1	32-4288
ぼたぼた園2	宮若市鶴田1861-5	32-8808
ぴーす保育園	宮若市福丸176-1	28-8884
いきいき保育園	宮若市本城734-B-1	52-6646

(以下は広告スペースです)

内閣府所管 企業主導型保育所
内閣府所管の企業主導型保育園だから、認可保育園並みの厳しい基準をクリアしています。

充実の小規模保育 土・日・祝日OK! 365日開所!

ぼたぼた園
〒823-0004 福岡県宮若市磯光471-1
各クラスに看護師1名配置しています!
定員19名の少人数制
開園時間/7:00~20:00
TEL.0949-32-4288
FAX.0949-32-4287

ぼたぼた園2
〒823-0002 福岡県宮若市鶴田1861-5
各クラスに看護師1名配置しています!
定員12名の少人数制
開園時間/7:00~20:00
TEL.0949-32-8808
FAX.0949-32-8807

《保育料》0,1,2歳児一律料金 自社枠:0円 企業枠:20,000円
地域枠:25,000円(給食費、保育材料費、オムツ、お尿ふき等は全て無料)※その他保育料以外で徴収するものではありません。
(病児保育室、体調不良児室完備)※宮若市在住のかたは、宮若市からの保育料の補助が受けられます。(多子減免:第2子以降全額・宮若市企業主導型保育施設利用者支援事業補助金:上限13,000円)

英語 ABC 体育 茶道 そろばん
「助け愛・ふれ愛・夢をもち愛」

社会福祉法人 宮田親和会
なないろ保育園
宮若市本城 445
TEL 0949-28-8002 FAX 0949-28-8003
<http://nanairohoikuen.net/>

なないろ保育園2
宮若市本城 441
TEL 0949-28-8011 FAX 0949-28-8011
<http://nanairohoikuen2.net/>



福祉

障がい者の福祉制度

▶ 身体障害者手帳

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

身体などの機能に障がいがある人に対し、程度に応じて1級から6級の身体障害者手帳が交付されます。この手帳を受けることで、施設への入所、福祉サービスや補装具の給付、交通機関の割引などの対象となります。

▶ 療育手帳

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

知的障がいを持った人が各種福祉サービスや相談を受けるための手帳です。この手帳を受けることで、施設への入所、交通機関の割引などの対象となります。

▶ 精神障害者保健福祉手帳

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

手帳の交付を受けることにより、精神障がいを持つ人が自立して社会参加するための手助けとなり、各種障がい福祉サービスの対象となります。

▶ 日常生活用具の給付

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者に介護用ベッド・入浴補助用具・点字図書などの用具を給付します。障がいの種別や等級により、用具の種類が定められています。

▶ 住宅改修費用の助成

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

在宅の身体障がい者またはこれらの人と同居する世帯で、居室・便所・浴室・廊下等の手すりの設置や段差の解消等の住宅改修費用を助成します。

▶ 補聴器相談

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

市から交付を受けた補聴器をお持ちの方に対して毎月第3木曜日の午後1時～2時、市役所において補聴器の購入や修理の相談を行っています。

▶ 福祉タクシー

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

在宅の心身に重度の障がいのある人の社会活動の範囲を広げ、日常生活の利便を図ることを目的に、タクシーの初乗運賃を助成しています。

▶ 自動車改造費助成

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

就労等のために自動車のブレーキ、ハンドルなどの一部を改造する必要がある身体障がい者に対し、その改造費の助成を行います。

▶ 自動車運転免許取得費助成

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

障がい者(身体障がい者、知的障がい者)が就労等社会参加活動のために、自動車運転免許を取得する必要がある場合に、その免許取得に係る費用の一部を助成します。

(以下は広告スペースです)

自由な空間をお届け!

障害者支援施設 **みやた苑** 宮若市長井鶴 885-1
TEL:0949-34-5066



ケアホーム 絆 宮若市長井鶴 885-6
TEL:0949-28-8110

耳あさひ補聴器

●各メーカー取り扱っています。●駐車場完備
●認定補聴器技能者在籍店 ●出張致します

営業時間 AM9:00~PM5:30
日曜日・祝日定休



直方店 直方市津田町1-29
☎(0949)22-5070

あなたの家で
あなたらしい暮らしを...

介護・看護でお困りのこと、
お気軽にご相談下さい。

●自宅で療養したい
●家でリハビリしてほしい

ひなた訪問看護

宮若市宮田 3673-3
TEL:0949-32-8811



▶ 特別障害者手当・障害児福祉手当

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

20歳以上の在宅の障がい者で、日常生活に常時ほぼ全面的に介護を必要とする重度の障がい者(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)に特別障害者手当が支給されます。また、20歳未満の在宅の常時介護を要する障がい児は、障害児福祉手当が支給されます。

福祉施設に入所および3カ月以上の入院の人は対象になりません。また、本人および家族等の所得により支給制限があります。

▶ 特別児童扶養手当

問 子育て福祉課 子育て支援係 ☎32-0517

知的・精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給されます。

▶ 自立支援医療(更生・育成・精神通院)

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

更生医療…身体障がい者の更生のために必要な医療(手術等)
育成医療…障がい児の身体障がいを除去、軽減するために必要な医療(手術等)

精神通院…精神障がい者に対する通院医療

これらの医療費の補助を行っています。世帯の所得に応じて自己負担があります。

▶ 障がい者(児)福祉サービス

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

障害者総合支援法の制度により、障がいの程度に応じた福祉サービスを提供しています。(ホームヘルプサービス、施設入所、通所サービス、グループホーム等)

▶ 重度障害者医療

問 市民課 国保年金係 ☎32-4004

心身に重度の障がいがある人の医療費の自己負担を助成する制度です。



▶ 自動車税の減免

障がいの程度により、自動車税の減免が受けられる場合があります。お問い合わせは、下記へお願いします。

○普通車(飯塚・直方県税事務所 ☎0948-21-4922)

○軽自動車(税務収納課 市民税係 ☎32-0513)

▶ 有料道路の割引

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

障がい者(身体障がい者・知的障がい者)が有料道路を利用する際の通行料金が50%割引になります。

※福祉事務所長の証明が必要です。

▶ NHK放送受信料の減免

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

全額免除…世帯構成員が障害者手帳を所有し、世帯全員が住民税非課税の場合

半額免除…視覚・聴覚障がい者、重度の障がい者が世帯主で契約者の場合

※福祉事務所長の証明が必要です。

▶ 手話通訳の派遣

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

聴覚障がい者との意思疎通を図るため、依頼に応じ手話通訳者を派遣しています。

▶ 相談窓口

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

障がい者相談支援

障がいのある方の悩み事はもちろん、その家族、関係者からの心配事などの相談を受け付けています。行政、福祉、医療などの専門機関と連携しながら解決に向けて一緒に考えていく相談機関です。

直鞍地区障がい者基幹相談支援センター かのん

直方市日吉町9番10号 ☎24-1551 FAX24-1552

開所時間…月曜日～金曜日(土曜、日曜、祝日は休み)午前8時30分～午後5時

(以下は広告スペースです)

社会福祉法人 宮田親和会
障害者支援施設
宮田学園
助け愛 ふれ愛 夢をもち愛



■ 施設入所支援 ■ 生活介護
■ 短期入所 ■ 日中一時支援
宮若市長井鶴324-6
TEL 0949-32-9860 FAX 0949-33-4033



障がい者虐待相談

障がい者の権利擁護や虐待に関する相談を受け付けています。24時間365日電話対応。

直轄地区障がい者虐待防止センター かのん

直方市日吉町9番10号 ☎24-1556 FAX24-1552

開所時間…月曜日～金曜日(土曜、日曜、祝日は休み)午前8時30分～午後5時

高齢者の福祉サービス

問 健康福祉課 高齢者福祉係 ☎32-0515

在宅介護支援センター運営事業

在宅介護などに関する総合的な相談に応じ、ニーズ(要望)に対応した各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう、関係行政機関やサービス実施機関等との連絡調整を行います。

高齢者居場所づくり事業

比較的元気な65歳以上の一人暮らし等の高齢者の方に、日常動作訓練、生きがい活動等の各種サービスを提供します。

介護用品給付事業

おむつを使用している65歳以上の在宅の要介護高齢者に、紙おむつや尿取りパッド等の介護用品を支給します。

福祉緊急通報システム事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者に病気やけがなどの緊急時に通報できる、緊急通報装置とペンダント型発信器を貸し出します。

老人日常生活用具給付等事業

65歳以上の一人暮らしの高齢者に対し、火災報知器・自動消火器・電磁調理器の給付、老人用電話の貸与を行います。

高齢者住みよか事業

在宅の要支援者・要介護者に配慮した住宅に改造するための費用の一部を助成します。

生活支援ハウス運営事業

市内に住所を有する在宅の60歳以上の人で、高齢等のために独立して生活することに不安のある高齢者等に住居の提供をします。(食事は自炊となります)

社会福祉センター無料入館券配付事業

市内在住の70歳以上の人及び70歳未満であっても後期高齢者医療を受給している人を対象に、無料入館券を配付します。

食の自立支援事業(配食サービス)

65歳以上の一人暮らしの人、または高齢者世帯の人に、有料で配食サービスを行っています。

高齢者等見守り事業

地域住民と関わりのある事業者を協力機関として、在宅の一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯を日常の活動の中で見守っています。

認知症サポーター養成講座

問 健康福祉課 地域包括支援センター ☎33-3456

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る支援者として認知症サポーターを養成します。

(以下は広告スペースです)

**介護相談・施設見学は
お気軽に!!**

**特別養護 照陽園
老人ホーム**

照陽園デイサービスセンター
ショートステイ(短期入所)
居宅介護支援事務所
照陽園グループホーム
・在宅介護支援センター

詳しくはこちら▼


☎ 0949-32-9482
宮若市磯光2159-1

**グループホーム
うぐいす**

お気軽にお問合せ下さい



宮若市本城 1104 番地
TEL:0949-33-4710
FAX:0949-33-4700

社会福祉法人 宮田親和会

全室完全個室ユニット型
特別養護老人ホーム

和
のどか〜

安心して暮らす場所、
ゆったりとした暮らしを

基本理念
「笑顔・元気・真心を持って自分らしさを最後まで和(のどか)で住みやすい環境づくり」

入居者募集中

お問い合わせはお気軽にお電話下さい。
福岡県宮若市磯光 1294-1
TEL 0949-34-3030 FAX 0949-34-3031



あなたも受講しましょう！高齢者福祉の講座 認知症サポーター養成講座

地域で支える認知症

認知症は、誰にでも起こる可能性のある脳の病気です。85歳以上では、4人に1人にその症状があるといわれています。本市も高齢化率が35%を超え、超高齢社会に突入しています。今後、認知症の人が増えてくるのが予想される中、尊厳をもって最後まで自分らしく生活するためには、地域の支え合いが必要です。

だれもが認知症についての正しい知識をもち、認知症の人や家族を支える手だてを知っていれば、「尊厳ある暮らし」をみんなで守ることができます。

そこで、本市では、認知症の人やその家族の杖となる認知症サポーター養成講座を随時実施します。ぜひ皆様の受講申し込みをお待ちしております。

【認知症サポーターとは？】

- ・認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を地域や職場で温かく見守る応援者です。
- ・「認知症サポーター養成講座」を受けた人を「認知症サポーター」と呼びます。
- ・自分のできる範囲で活動するため、活動内容は人それぞれです。
- ・講座を修了された方には、認知症サポーターのしるしとして「認知症サポーターカード」をお渡しします。

【受講対象者は？】

- ・自治会、学校、商店、職場、有志の集まりなどです。講師が出向いて**無料**で講座を実施します。

【講座内容は？】

- ・認知症についてほとんど知識のない方でも、認知症について正しく理解していただける内容です。
- ・テキストに基づいて、60分～90分の講座を行います。（受講者の構成に応じた内容となります。）

【申し込み・お問い合わせ】

- ・準備の都合上、必ず開催希望日の**1カ月前まで**にお申し込みください。
- ・電話もしくは担当窓口にてお申し込みください。

問 健康福祉課 地域包括支援センター
☎33-3456



民生委員・児童委員

問 子育て福祉課 地域福祉係 ☎32-0562

生活のことや高齢者のこと、子どものことなど福祉関係でお困りの人は、お近くの民生委員・児童委員にご相談ください。

生活保護

問 保護人權課 ☎32-9377

生活保護は生活に困っている人に対して、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度です。申請すると、最低生活費などの基準額と収入や資産等の調査結果を踏まえて、生活保護が受けられるかどうかの決定をします。

その他の福祉制度

▶ 日本赤十字社の事業

問 子育て福祉課 地域福祉係 ☎32-0562

日本赤十字社の活動資金の募集や災害時等の救援物資配布を行っています。

▶ 献血

問 健康福祉課 健康対策係 ☎32-1177

病気やけがで輸血を必要としている方の尊い命を救うため、市役所やふるさと祭などにおいて、地域住民の方に献血のご協力をお願いしています。

▶ 戦没者の遺族、戦傷病者等の援護

問 子育て福祉課 地域福祉係 ☎32-0562

戦没者の遺族をはじめとして、戦傷病者などの援護施策について、関係法律によりそれぞれ援護を行っています。

(以下は広告スペースです)

医療法人笠松会

有吉病院

- 有吉病院 医療療養病棟
- 有吉病院 介護医療院
- 有吉病院 デイサービスセンター
- 有吉病院 訪問看護
- 笠松ケアプランサービス

宮若市上有木 397-1

TEL 0949-33-3020



社会福祉法人笠松会

ケアハウス笠松苑 (32床)

宮若市上有木 320
TEL 0949-34-5000

介護付ケアハウス笠松の郷

(50床+ショートステイ10床全室個室)

宮若市上有木 320
TEL 0949-34-5550

グループホーム笠松の郷

宮若市上有木 320
TEL 0949-33-1255





保険・年金など

介護保険制度

問 健康福祉課 高齢者福祉係 ☎32-0515
地域包括支援センター ☎33-3456

元気な高齢者や軽度の要支援者・要介護者の重度化を予防する「介護予防」を重視しながら、介護を必要とする状態となっても自立した生活ができるよう高齢者の介護をみんなで支えるしくみです。

介護保険の対象者

	65歳以上 の人 第1号被保険者	40歳～64歳まで の人 第2号被保険者
介護予防・介護サービスが利用できる人は…	入浴・排泄・食事・身じたくなど日常生活を送るために支援や介護を必要とする人	※特定疾病によって、日常生活を送るために支援や介護を必要とする人
保険料は…	住んでいる市町村の介護サービスの水準に応じて基準額が決まります	加入している医療保険ごとに決まります

※特定疾病とは

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 末期がん

▶ 介護サービスの利用

介護サービスの利用を希望する場合は、どの程度の介護サービスが必要であるかの判定を受けなければなりません。まず、「介護保険被保険者証」を添えて宮若市へ申請の手続きをしてください。

① 認定申請をします

介護サービスの利用を希望するときは、宮若市へ申請の手続きをしてください。

※居宅介護支援事業者、地域包括支援センターおよび介護保険施設は申請の代行ができます。

※居宅介護支援事業者とは…

本人やその家族から依頼を受けて要介護認定の代行申請・居宅サービス計画(ケアプラン)作成・サービスの利用調整を行う事業者です。なお、依頼費用はかかりません。

② 調査を受けます

○介護保険広域連合鞍手支部の調査員が家庭を訪問し、全国共通の調査票により、本人の心身の状態について調査を行います。

○かかりつけの医師の意見書を作成してもらいます。

③ 認定を受けます

調査結果とかかりつけの医師の意見書をもとに、「介護認定審査会」でどの程度の支援や介護が必要か(要介護区分)を判定します。認定は申請から30日以内に行います。原則として6カ月ごとに見直します。

④ 認定結果が通知されます

介護保険認定審査会の判定に基づいて、以下の要介護度に認定されます。

※要介護認定結果の通知は、原則として申請後30日以内に送られてきます。30日を超える場合は、お知らせします。

認定結果の区分

要支援1
要支援2
の方



- 介護予防サービスが利用できます。
- 市町村が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」も利用できます。

要介護1
要介護5
の方



- 介護サービスが利用できます。

非該当の方
(自立)



- 介護(予防介護)サービスは利用できませんが、市町村が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用できます。

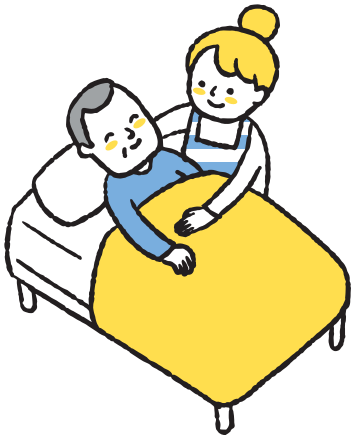


⑤サービスの計画をつくります

- 在宅のサービスの場合
本人や家族と話し合い、サービスを提供する事業者を含め計画(ケアプラン)をつくります。
- 施設のサービスの場合
希望する施設などに相談し、直接申し込みます。

⑥サービスを利用します

- 在宅サービスの利用
計画(ケアプラン)にもとづき、サービスが開始されます。
- 施設などへの入所
介護サービス計画にそってサービスが提供されます。



▶ 介護サービスの種類

在宅サービス

訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが家庭を訪問して、家事などの身の回りの生活援助や身体介護を行います。

訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などで家庭を訪問して、入浴の介護を行います。

訪問看護

看護師などが家庭を訪問し、看護を行います。

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、機能訓練(リハビリテーション)を行います。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターでは、入浴・食事の提供・機能訓練などのサービスを日帰りで行います。

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院などで、機能訓練などのサービスを日帰りで行います。

短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練を行います。

短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所し、医学的な管理のもとで看護や機能訓練、日常生活の介護などを行います。

住宅改修費の支給

自宅での手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修にかかった費用を支給します。

福祉用具の貸与

歩行器などの福祉用具の貸し出しを行います。(心身の状態によって利用できない品目があります。)

福祉用具の購入

排泄や入浴などに使われる福祉用具の購入費を支給します。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどで介護サービスを行います。

在宅サービスの1カ月の支給限度額

令和5年4月現在

要介護度	支給限度額(月額)	利用者負担
要支援1	50,320円	支給限度額の範囲内で 利用額の原則1割 (一定以上の所得がある方は 2割もしくは3割) を負担します。
要支援2	105,310円	
要介護1	167,650円	
要介護2	197,050円	
要介護3	270,480円	
要介護4	309,380円	
要介護5	362,170円	



施設サービス 要介護1~5の人

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

日常生活で常に介護が必要で、在宅で適切な介護が困難な場合に、必要な介護サービスを行います。※原則要介護3以上

介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定している場合に家庭に戻れるように、介護や機能訓練を行います。

介護医療院

日常的な医療管理が必要な要介護者や看取り、ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

介護療養型医療施設

長期間にわたる療養や介護が必要な場合に、医学的な管理のもとで介護や機能訓練などを行います。

※今後、施設サービスの総合的な見直しが行われる予定です。

地域密着型サービス

支援や介護が必要になってからも高齢者ができる限り住みなれた地域での生活を継続できるよう、利用者のきめ細かなニーズに対応するためのサービスです。

※原則として広域連合外の他市区町村のサービスは利用できません。

認知症対応型通所介護(認知症専用のデイサービス)

認知症専用のデイサービスセンターでは、入浴・食事の提供・機能訓練などのサービスを日帰りで行います。

認知症対応型共同生活介護(認知症対応型グループホーム)

認知症のため介護を必要とする高齢者が共同生活を営む住居(グループホーム)では、介護を行います。〔要支援1〕と認定された人は利用できません。

小規模多機能型居宅介護

心身の状態や希望に応じて、日中の「通い」サービスを中心に、随時「訪問」や「泊り」のサービスを組み合わせで行います。

地域密着型通所介護

定員が18名以下の小規模なデイサービスセンターでは、入浴・食事の提供、機能訓練などのサービスを日帰りで行います。

介護保険料

問 健康福祉課 高齢者福祉係 ☎32-0515

介護は誰もがいずれ直面する問題です。介護を社会全体で支えるために、加入するすべての人(40歳以上の人)に保険料を納めていただきます。

「65歳以上の人」と「40歳から64歳までの人」とでは保険料の決めり方や納め方が異なります。

65歳以上の人の保険料(第1号被保険者)

1. 保険料の決めり方

65歳以上の人の保険料は、住んでいる市町村の介護サービスの水準によって基準となる保険料の額が決まります。被保険者の負担能力に配慮し、所得に応じた25段階の保険料設定となっています。

2. 保険料の額

福岡県介護保険広域連合のホームページでご確認ください。

3. 保険料の納め方

(1) 特別徴収

老齢・退職・遺族・障害年金が月額1万5千円以上の人
年金の定期支払いの際に、年金から介護保険料が天引きされます。

(2) 普通徴収

老齢・退職・遺族・障害年金が月額1万5千円未満の人
年8回(8・9・10・11・12・1・2・3月)に分けて納めていただきます。(口座振替もご利用できます。)

(以下は広告スペースです)

穏やかな時の流れの中で
人として尊厳を持った生活

グループホーム

畠 苑

宮若市福丸247-1
☎0949-52-0625

宮若市龍徳 1488番地

group home
kouseien

<認知症対応型共同生活介護>
グループホーム 幸生園

Instagramで情報発信中!
アメブロやフェイスブックでも閲覧可能!

gh_kouseien 検索

入居相談、施設見学はお気軽にどうぞ!

TEL.0949-34-7575



介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2の方や、市が行う基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方は、介護予防や生活支援のためのサービスが利用できます。

宮若市で申請の手続きが必要になります。申請後に地域包括支援センターの職員が調査を行い、判定会議の結果、事業の対象者となればサービスが利用できます。

▶ 介護予防・日常生活支援サービスの種類

訪問型サービス

ホームヘルパーなどが家庭を訪問して、家事などの身の回りの生活援助や身体介護を行います。

通所型サービス

デイサービスセンターなどでは、生活機能の向上のために機能訓練などのサービスを日帰りで行います。

▶ 一般介護予防事業

介護を要する状態にならないよう、介護予防のための事業を行います。

地域公民館等での活動

地域の公民館などに講師を派遣して、介護予防を目的とした教室を開催します。

公共施設での活動

保健センターなどで、介護予防に関する知識を広めるために、介護予防を目的とした教室を開催します。

地域介護予防教室 (各自治会単位などでの開催)

地域で自発的に介護予防に取り組むため、地域介護予防教室を開催し、介護予防に関する知識を習得しながら、日常生活の中で自主的な活動を行えるように支援することを目的とします。

対象者 65歳以上の方、及びその支援をされる方(ボランティア等)
※10名以上でお申込みください。

場 所 各自治会の公民館・集会場や近隣の公共施設等



申し込み・お問い合わせ

健康福祉課高齢者福祉係 ☎32-0515

内 容

- ①運動教室
筋力の衰えを防ぐために、室内でできる簡単な運動の方法を学びます。
- ②口腔教室
歯の手入れ(ブラッシング)、唾液を増やすマッサージの方法や、口のまわりの筋肉をほぐす運動、言葉をハッキリ出す運動などを学びます。
- ③栄養教室
高齢者に必要な栄養素は何か、簡単に調理でき、バランスのよい献立などを学びます。
- ④認知症予防教室
認知症とはどういうものか、認知症の症状、認知症の予防についての考え方などを、簡単な手遊びなどの運動を交えながら学びます。
- ⑤音楽教室
気軽に楽しめる音楽を通して、心と身体の健康維持を目指します。

※一つの教室の開催回数は年度内に3回とし、90分程度を予定しています。

地域包括支援センター

問 健康福祉課 地域包括支援センター ☎33-3456

高齢者が住み慣れた地域で生活できるように様々な支援を行います。保健師・社会福祉士・主任ケアマネージャーなどの専門の職員が高齢者やその家族の相談を受けたり、介護予防のケアマネジメントを行います。

支援内容

- ・介護予防に関するケアマネジメント
- ・総合的な相談や支援
- ・高齢者の虐待防止の相談や成年後見制度の支援
- ・包括的、継続的ケアマネジメントの実施
- ・在宅医療と介護サービスの一体的な提供支援
- ・生活支援や介護・予防サービスの充実
- ・認知症の相談や啓発予防の実施

(以下は広告スペースです)

社会福祉法人 清浄会
介護老人保健施設
なびき苑
通所リハビリテーション
短期入所療養介護 / ショートステイ
なびき苑介護計画センター / ケアプラン
宮若市下有木 1517-1 TEL:0949-33-3988
FAX:0949-32-3004

グループホーム 認知症対応型 共同生活介護
なびき TEL:0949-32-3603
宮若市下有木 1507-1 FAX:0949-32-3004
お気軽にご相談下さい

年を重ねたあなたにふさわしい
安心とゆとりある暮らしを

要介護5まで入居できます
お気軽にご相談下さい!

社会福祉法人 宮田親和会
軽費老人ホーム
ケアハウス くつろぎ
(介護予防特定施設入居者生活介護事業) (特定施設入居者生活介護事業)
〒823-0004 福岡県宮若市磯光 1301-2
tel.0949-32-5190 fax.0949-32-5191

国民健康保険

市民課 国保年金係 ☎32-4004

加入と脱退

誰もが安心して医療を受けられるよう、市町村内に住所を有する人は、全員国民健康保険に加入しなければなりません(国民皆保険)。ただし、被用者保険(職場の健康保険)・共済組合保険等に加入している方および、生活保護世帯は、国民健康保険の適用除外となります。

※75歳以上の人は、後期高齢者医療制度に加入して医療を受けます。(一定の障がいがある65歳以上の人も、申請により後期高齢者医療制度で医療を受けることができます。)

加入要件

- お店を経営している自営業の人や、農業・漁業等を営んでいる人
- 退職して職場の健康保険をやめた人、およびその被扶養者
- 収入超過等の理由で社会保険等の扶養から外れた人
- パートやアルバイト等をしていて、職場の健康保険に加入できない人
- 生活保護を受けなくなった人

国保の加入や脱退の手続きは下表のとおりです。

国保に加入するとき	手続きに必要なものは(注)
宮若市に転入したとき	転出証明書・マイナンバーが確認できるもの
会社を退職したとき(他の健康保険から離脱したとき)	資格喪失証明書・マイナンバーが確認できるもの
子どもが生まれたとき	世帯主の保険証・マイナンバーが確認できるもの
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書 マイナンバーが確認できるもの

(注)すでに国保に加入している人が同一世帯内にいる場合は、その人が使用している国保の保険証もお持ちください。

国保を脱退するとき	手続きに必要なものは
宮若市から転出するとき	国保の保険証・マイナンバーが確認できるもの
他の健康保険に加入したとき	国保の保険証・職場の健康保険証・マイナンバーが確認できるもの
死亡したとき	国保の保険証・マイナンバーが確認できるもの ※喪主に葬祭費が支給されますので、会葬礼状・喪主の口座がわかるものもあわせてお持ちください。
生活保護を受けるようになったとき	生活保護受給証明書・国保の保険証・マイナンバーが確認できるもの

国民健康保険の加入・脱退の注意点

国保は、社会保険などと違い、加入するときや脱退するとき、加入者自らが届け出をしなければなりません。

【加入するときの注意点】

届け出が遅れた場合(異動があった日から14日を超えた場合)は、その間の保険給付ができませんので医療費は全額自己負担になります。(払い戻しもできません。)

しかし、国民健康保険税は、加入の手続きをした月からではなく国保の資格が発生した月から計算して課税されます。(最高で3ヶ年度分まで遡って計算されます。)

【脱退するときの注意点】

他の健康保険に加入した場合は、すみやかに市役所で国保脱退の手続きをしてください。国保脱退の手続きをしないと、国民健康保険税が課税され続けて、二重に保険料を支払うこととなります。

会社を退職したときの手続き

退職後の手続きは、次の3通りの方法が考えられます。(どれを選択するかは任意です。)

①社会保険の任意継続制度を利用する

退職してから20日以内であれば、今まで加入していた健康保険を2年間継続して利用できる「任意継続制度」を選ぶことができます。

任意継続の健康保険料は、会社の負担分がなくなりますので、退職時の健康保険料の約2倍となります。(保険料には上限があります。)

手続きの方法や健康保険料の額などについては、以前お勤めされていた会社や全国健康保険協会、健康保険組合等にお問い合わせください。

②社会保険等の扶養に入る

同一世帯に別の社会保険に加入している人がいる場合は、その扶養に入ることができます。

この場合、新たに扶養に入る人の健康保険料は加算されません。(健康保険の種類によっては加算される場合もあります。)ただし、扶養に入る場合は年収による制限(60歳未満の場合=130万円未満、60歳以上の場合=180万円未満)等がありますので、詳細は全国健康保険協会、健康保険組合等にお問い合わせください。

③国民健康保険に加入する

①・②のいずれの方法も選ぶことができない場合は、国民健康保険に加入することになります。

資格喪失証明書をご準備のうえ、市役所で手続きをしてください。

また、次のような場合も、国保の保険証をご準備のうえ、市役所に届け出をお願いします。

- 宮若市内で住所が変わったとき
- 世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき
- 国保の保険証を紛失したり、汚れて使えなくなったとき
(保険証再交付の場合は本人確認をしますので、運転免許証やパスポート、マイナンバーカード等の公的機関が発行した顔写真入りの身分証明書もお持ちください。)

▶ 特定健診・特定保健指導

国保に加入している40歳以上75歳未満の人を対象に高血圧・糖尿病などの生活習慣病を早期に発見し、疾病の発症・悪化を予防することを目的に、特定健診・特定保健指導を実施しています。

詳細は、広報みやわか「宮若生活」等でご確認ください。年に一度健診を受診しましょう。



給付

病気やケガなどで診療を受けた場合、費用の7割(義務教育就学前は8割、70歳以上の人は7割・8割)を国民健康保険が給付します。

療養費

緊急その他やむを得ない理由で保険証を提示しないで診療を受け、費用の全額を支払った場合や、医師が必要と認めた治療用具等を購入した場合などは、申請により基準の範囲内で療養費の支給が受けられます。

高額療養費

医療機関で受診する際、医療費負担の限度額は所得に応じて異なります。入院の場合、事前に市役所に申請して「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、これを医療機関に提示することで、1か月に一医療機関に支払う保険診療負担額が自己負担限度額までとなります。また、外来や複数の医療機関の支払いで自己負担限度額を超える場合は、市役所に申請することで超過分の払い戻しを受けることができます。

※70歳～74歳の人のうち「現役並み所得者Ⅲ」・「一般」の人は、「限度額適用認定証」は必要ありません。

入院時の食事代標準負担額

入院時の食事は1食につき460円の負担があります。ただし、世帯主と国民健康保険加入者全員が市民税非課税である人は、「標準負担額減額認定証」を医療機関に提示して食事代の減額を受けることができます。(「標準負担額減額認定証」の交付を受けると、その月の初日から食事代の減額を受けることができます。)

高額介護合算療養費

世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が、1年間(毎年8月～7月末)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合には、申請によりその超えた金額の支給が受けられます。

自己負担限度額(月額)

令和5年6月現在

所得区分	[総所得金額等]※	過去12カ月間の1回目～3回目まで	4回目以降(多数該当)
ア	901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	600万円超901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	210万円超600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※[総所得金額等]=総所得金額(収入総額-必要経費-給与所得控除-公的年金等控除等)-基礎控除(33万円)
所得の申告がない場合は上位所得者とみなされますので、申告忘れにはご注意ください。

(70歳～74歳の人)

令和5年6月現在

所得区分	外来(個人)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降(多数該当)
現役並み所得者Ⅲ(690万円以上)	252,600円+(医療費-842,000)×1%		140,100円
現役並み所得者Ⅱ(380万円以上)	167,400円+(医療費-558,000)×1%		93,000円
現役並み所得者Ⅰ(145万円以上)	80,100円+(医療費-267,000)×1%		44,400円
一般(145万円未満等の課税世帯)	18,000円 ※1	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ(低所得者Ⅰ以外の非課税世帯)	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ ※2	8,000円	15,000円	

※1 8月～翌年7月の年間限度額(一般、低所得者Ⅰ・Ⅱだった月の外来の合計の限度額)は144,000円

※2 低所得Ⅰとは、同一世帯の世帯主および国保被保険者が市民税非課税の人で、その世帯の所得が必要経費や控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人。

葬祭費

被保険者が死亡したときは、申請によりその葬祭執行者(喪主)に3万円が支給されます。

出産育児一時金

被保険者が出産したときは、50万円が支給されます。出産育児一時金は、原則として国民健康保険から分娩機関に直接支払われますので、出産前にまとまった現金を用意する必要はありません。出産費用が50万円に満たない場合は、申請によりその差額の支給を受けることができます。

※妊娠期間が85日以上であれば、死産や流産であっても支給されます。

※産科医療補償制度に加入していない分娩機関での出産や、産科医療補償制度の対象とならない出産の場合は、支給額が48万4千円に減額されます。

※出産した人が、出産日の過去6カ月以内に社会保険の被保険者本人(社保加入期間が1年以上)であった場合は、社会保険から支給されます。

はり・きゅうの助成

協定している鍼灸院で、はり・きゅうの施術を受ける場合は、はり・きゅう受診券を提出することにより1回当たり1術500円、2術600円の助成(年40回を限度)が受けられます。はり・きゅう受診券は、保険証をお持ちいただければ国保年金係窓口で随時発行できます。

交通事故にあったら

交通事故やけんか等、第三者の行為によるケガで国保を使って医療機関等を受診した場合は、市役所に届け出なければなりません。この際の医療費は国保が一時的に立て替えますが、後から加害者に対して損害賠償請求をしますので、すみやかに届け出てください。

※自己都合等により事故をうやむやにしたり、無届のままにしていたりすると、後でその分の医療費の返還を求められることになります。また、示談をする前にも必ず市役所に届け出てください。



公費医療費支給制度

問 市民課 国保年金係 ☎32-4004

中学3年生までの子どもや重度の障がいがある人、および母子家庭や父子家庭の人(父母のいない児童)は、申請して認定を受ければ、医療費の一部負担金の助成が受けられます。(令和5年10月1日現在)

区分	子ども医療	重度障害者医療	ひとり親家庭等医療
対象者	就学前の乳幼児及び小学1年生から中学3年生までの児童	身体障がい者(身障手帳1級・2級) 知的障がい者(IQ35以下) 重複障がい者(身障手帳3級かつIQ50以下) 精神障がい者(精神手帳1級) ※中学卒業以上の人の精神病床入院は助成対象外	母子家庭 } 児童は小学校入学後 父子家庭 } から18歳の年度末 養育者家庭 } まで
所得制限	なし	なし	児童扶養手当準拠
自己負担 いづれも 一医療機関 ごとの金額	通院:就学前 なし 小1~中3 1,200円/月(上限) 入院:就学前 なし 小1~中3 500円/日(月7日限度) ※償還払い	通院:就学後~65歳未満 500円/月(上限) 65歳以上 なし 入院:就学後~中3 [一般] 500円/日(月7日限度) [低所得] 300円/日(月7日限度) 中学卒業~65歳未満 [一般] 500円/日(月20日限度) [低所得] 300円/日(月20日限度) 65歳以上 なし	通院:800円/月(上限) 入院:500円/日(月7日限度)

後期高齢者医療制度

問 本庁:保険の資格や給付について 市民課 国保年金係 ☎32-4004
 保険料の計算などについて 税務収納課 市民税係 ☎32-0513
 福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎092-651-3111

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の方を対象に、老人保健制度に代わるものとして、平成20年度に創設されました。

制度の主な内容

対象者(被保険者)	・75歳以上の人 ・一定の障がいがある65歳以上の人 ※74歳まで国民健康保険や被用者保険だった人は75歳になった日からそれまでの保険を喪失して後期高齢者医療となります。
被保険者証(保険証)	被保険者全員に「後期高齢者医療被保険者証」を一人に1枚ずつ交付します。75歳になる誕生日の前月中に保険証をお送りします。(74歳までに後期高齢者医療となった人は、75歳になる誕生日の前月にはお送りいたしません)
医療機関での一部負担金	医療費の自己負担割合は年金収入やその他所得金額に応じて、1割または2割。現役並み所得者は3割です。
保険料の負担	所得などに応じて決められた保険料を被保険者全員が負担します。原則として年金からの天引きです。年金から天引きが出来ない人は、納付書または口座振替にてお支払いいただきます。これまで保険料の負担がなかった被用者保険※の被扶養者の人も保険料が発生します。
制度の運営主体	「福岡県後期高齢者医療広域連合」が運営主体になります。
広域連合の役割	対象者の資格管理、保険料の賦課、医療の給付等を行います。
市町村の役割	届出や申請等の窓口業務や保険料の徴収等を行います。
給付	給付の欄をご覧ください。

※被用者保険とは、全国健康保険協会、組合管掌健康保険、船員保険、各種共済組合等の総称です。



保険料

後期高齢者医療制度では、介護保険と同様に、被保険者一人ひとりに対して保険料を賦課・徴収します。(保険料は宮若市に納めていただきます。)

1. 保険料の決まり方

- (1) 保険料の算定方法は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて賦課される「所得割額」との合計額になります。
- (2) 所得割額は、賦課のもととなる所得金額(総所得金額等から基礎控除分を引いた額)に所得割率を掛けた額となります。
- (3) 保険料率(被保険者均等割額および所得割率)は、原則として県内均一で、2年単位で見直しを行うことになっています。
- (4) 一人ひとりの保険料額には上限(令和5年度賦課限度額: 66万円)が設けられます。

$$\text{保険料(年額)} = \text{均等割額} + \frac{\text{賦課のもととなる所得金額}}{\text{総所得金額等 - 基礎控除}} \times \text{所得割率}$$

(56,435円) (10.54%)

※令和5年度の保険料率

2. 保険料の軽減措置

- (1) 世帯の所得に応じて保険料のうち均等割額が軽減されます。(7割、5割、2割軽減)
- (2) 後期高齢者医療制度へ加入する前日に、社会保険の被扶養者だった人は所得割額保険料はかかりません。また、均等割額保険料は、制度加入2年間に限り、5割軽減されず(年額28,217円)。

3. 保険料の納付方法

- (1) 特別徴収
年額18万円以上の年金受給者は、保険料徴収は原則として年金から天引きされます。ただし、後期高齢者医療の保険料と介護保険料の合計額が、年金受給額の1/2を超える場合には特別徴収されず(2)の普通徴収になります。
また、特別徴収を止めて口座振替に変更することができます。(手続きについては、税務収納課市民税係までお問い合わせください。)
- (2) 普通徴収
(1)の特別徴収の対象にならない人や、その他の事情により特別徴収されない人は納付書や口座振替等により市に納めていただくことになります。

保険料納付月一覧

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
特別徴収	○		○		○		○		○		○	
普通徴収				○	○	○	○	○	○	○	○	○

給付

広域連合から被保険者に対して支給される医療給付の種類は、次のとおりです。

1. 療養の給付(医療機関で病気やけがの治療を受けたとき)
 2. 入院時生活・食事療養費の給付(低所得段階の人が入院したとき)
※限度額適用・標準負担額減額認定証が必要になります。
 3. 高額療養費の支給(同じ月内に払った自己負担額が高額になったとき)
 4. 高額介護合算療養費の支給(後期高齢者医療と介護保険を利用し、1年間の自己負担額が高額になったとき)
 5. 特定の疾病で治療が必要になったとき(特定の疾病とは、人工透析が必要な慢性腎不全、血友病、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群をさします)
※特定疾病療養受療証が必要になります。
 6. 療養費の支給(補装具の作成や、はり・灸・マッサージの施術などでいったん全額自己負担をしたとき)
 7. 移送費の支給(移動困難な患者が緊急かつやむを得ない事情で移送されたとき)
 8. 訪問看護療養費の支給(訪問看護ステーションを利用したとき)
 9. 葬祭費の支給(被保険者が亡くなったとき、葬祭執行者(喪主)に対して支給されます。)
- 宮若市では、後期高齢者医療の被保険者を対象に、はり・きゅう受診券を発行しています。(最大で40回分。市と契約している鍼灸院でのみ利用可)
※手続きには保険証が必要となります。
- 故意の犯罪やけんか、交通事故など第三者の行為によるけがなどで医療機関にかかった場合は示談などを行う前にすみやかに後期高齢者医療広域連合へご連絡ください。



国民年金

問 市民課 国保年金係 ☎32-4004

20歳以上60歳未満で国内に住所のある人は、国民年金・厚生年金や共済年金のいずれかに加入しなければなりません。加入者(被保険者)は次の3種類に分けられます。

- ◆第1号被保険者
自営業農業、学生、無職の人など(市町村で手続)
- ◆第2号被保険者
厚生年金保険、各種共済組合に加入している人(勤務先で手続)
- ◆第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人(配偶者の勤務先で手続)

国民年金の届け出

次のときは、必ず市民課国保年金係に届け出てください。

手続きの種類	届け出に必要なもの
加入するとき ○本人・配偶者が会社を退職した時 ○厚生年金の資格を喪失した時	本人確認証明書(運転免許証、マイナンバーカード、保険証など) →健康(社会)保険被保険者資格喪失証明書等、離職票
付加保険料を納めたとき ※第1号被保険者のみ	本人確認証明書(運転免許証、マイナンバーカード、保険証など) ※希望する人が定額の保険料に月額400円の付加保険料を加算して納めることにより、納めた月数×200円で計算した金額が老齢基礎年金に加算されます。
保険料の免除を申請したいとき	●一般の免除基準 経済的に納付が困難な人は、所得に応じて保険料の全額、4分の3、半額、4分の1が免除されます。 (住民税が宮若市以外で課税されている人は所得証明が必要) ●納付猶予基準(納付猶予) 学生を除く50歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下であれば保険料の納付が猶予されます。(世帯主の収入は問いません) ●学生の免除基準(学生納付特例) 一般的に学生本人の所得が118万円以下 学生証の写し、または在学証明が必要(親の収入は問いません) ※仕事をやめられた場合 離職票または雇用保険受給資格証が必要

※第3号被保険者に関する届け出は、平成14年4月より、第3号被保険者の配偶者の勤務先の事業主等を経由して年金事務所へ提出していただくようになりました。

国民年金による給付

老齢基礎年金

保険料を納めた期間と保険料を免除された期間等を合わせて25年以上ある人が、65歳になったときから受けられます。60歳を過ぎれば繰り上げて受けることもできますが、この場合は年金額は受けるときの年齢に応じて一定の割合で減額されます。(減額された金額の試算は年金事務所へ)

寡婦年金

国民年金保険料を10年間納めた夫が老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに亡くなったとき、妻が60歳から65歳になるまで受けられます。

死亡一時金

国民年金保険料を3年以上納めた人が、国民年金を受給する前に死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に受けられます。

障害基礎年金

国民年金に加入中(もしくは、60歳以上65歳未満で日本に住んでいる)に初診日※のある病気やけがで国民年金法で定める1級または2級の障害の状態になった人が受けられる年金です。厚生年金保険に加入中に初診日があるときは、障害厚生年金も受給できます。

※障がいの原因となった病気やけがで初めてお医者さんにかかった日のことです。

受給するための要件

初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料の未納期間が3分の1以上ないことが必要です。ただし、初診日が令和8年3月31日までにある場合は、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がなければ受けることができます。

詳しくは、年金事務所、市町村へ。

遺族基礎年金

死亡日前に一定の納付要件を満たした人や老齢基礎年金の資格期間を満たした人が亡くなったときに、次の遺族に支給されます。

①子のある妻 ②子のある夫 ③子

※子とは18歳到達年度末(障がいのある状態にある子は20歳)までの子



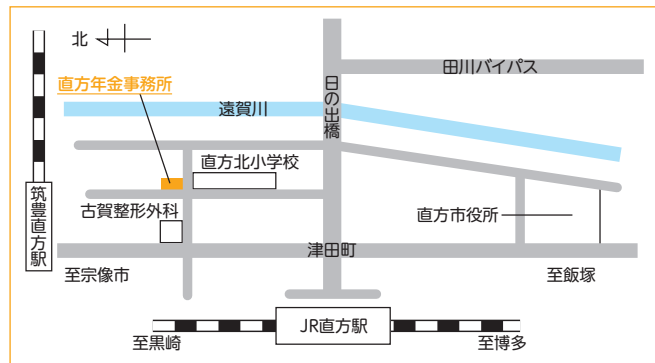
年金の問い合わせ

問 直方年金事務所(直方市) ☎22-0891

厚生年金については、直方年金事務所にお問い合わせください。

直方年金事務所

〒822-8555 福岡県直方市知古1-8-1



問 国民年金課(適用・保険料関係) ☎22-0905
お客様相談室(年金給付関係) ☎22-0891

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

週初開所日 午前8時30分～午後7時

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日、12月29日～翌年1月3日は利用できません。

インターネットで個人の年金情報の確認や申請等ができます

ご利用には、あらかじめユーザID・パスワードの申込みが必要になります。

「ねんきんネット」

あなたの国民年金と厚生年金の加入記録等を閲覧できます。

お問い合わせ 「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」 ☎0570-058-555

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後8時
第2土曜日 午前9時～午後5時
(祝日、12月29日～翌年1月3日までを除く)

※電話がつかない場合には、時間を置いておかけ直してください。

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。 <http://www.nenkin.go.jp/>

年金に関するご相談は「ねんきんダイヤル」へ



0570-05-1165

●IP電話・PHSからは

☎03-6700-1165

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
ただし月曜日(休日明けの初日)は午後7時まで
第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日及び年末年始はご利用いただけません。

※電話がつかない場合は、管轄の年金事務所をご利用ください。





予防接種

※予防接種法の改正により内容が一部変更される可能性があります。その場合は広報みやわか「宮若生活」等でお知らせしますのでお気をつけください。

▶ 個別予防接種

予防接種名	対象年齢	標準接種年齢	備考	
BCG	生後12月未満	生後5～8月	必ず生後12月未満に接種しましょう。	
DPT・IPV (四種混合)	生後2～90月未満	生後2～12月 生後17～30月	1期初回…20日～56日間隔で3回接種します。 1期追加…初回終了後6月以上経ってから1回接種します。	
MR (麻しん風しん混合)	1期:生後12～24月未満 2期:5～7歳未満で小学校就学前1年の間に1回		1歳を過ぎたら早めに接種しましょう。 2期…追加免疫となります。年長児になったら早めに接種しましょう。	
DT (二種混合)	11～13歳未満	11歳	DPT接種後のジフテリア・破傷風の免疫を強化するための予防接種です。	
日本脳炎	生後6月～90月未満 9歳～13歳未満	3歳 4歳 9歳	1期初回…6～28日の間隔で2回接種します。 1期追加…1期初回終了後、おおむね1年経ってから接種します。 2期…追加接種となります。	
Hib (インフルエンザ菌 b型)	生後2月以上60月未満	初回接種は生後2月～7月未満	接種開始月齢 生後2月～7月未満:初回3回、追加1回 生後7月～12月:初回2回、追加1回 生後12月～生後60月:1回	
小児肺炎球菌	生後2月以上60月未満	初回接種は生後2月～7月未満	接種開始月齢 生後2月～7月未満:初回3回、追加1回 生後7月～12月未満:初回2回、追加1回 生後12月～生後24月:2回 生後24月～生後60月:1回	
子宮頸がん	小学6年生～高校1年生相当の女子	中学1年生	同一のワクチンを2回または3回接種する。	
水痘	生後12月～36月未満	生後12月～15月 1回目終了後6月～12月の間	1回目…1歳を過ぎたら早めに接種しましょう。 2回目…1回目終了後3月以上の間隔をあけてください。	
B型肝炎	生後12月未満	生後2月 生後3月 生後7月～8月	1回目…生後2月になりましたら早めに接種しましょう。 2回目…1回目終了後27日以上の間隔をあけてください。 3回目…1回目終了後139日以上の間隔をあけてください。	
□タ	□タリックス □タテック	生後6週～24週 生後6週～32週	生後2月 生後2月	27日以上の間隔をあけて2回、初回接種は14週6日までに 27日以上の間隔をあけて3回、初回接種は14週6日までに

予防接種名	対象年齢	接種期間	備考
成人用肺炎球菌 ワクチン	【定期予防接種】 対象年齢は、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳です。 ★今まで一度も接種を受けたことがない人	通年	【定期予防接種】 接種料金:2,500円(生活保護受給者は無料、証明書等の提示が必要) 接種回数:1回 ※対象となるのは1回限りです。5年後は対象となりません。
	【定期予防接種対象外】 定期予防接種対象外で、 ①満70歳以上の人 ②満65歳以上70歳未満の人で、心臓・じん臓・呼吸器の慢性疾患、肝機能障害、糖尿病等の基礎疾患がある人で、医師が必要と認める人は、市の接種費用助成制度を利用できます。	通年	【定期予防接種対象外】 助成額:3,500円 ※市内の接種医療機関では助成金の3,500円を差し引いた金額をお支払いください。 接種の効果は5年間と言われています。すでに接種をしている方は、主治医と相談の上、前回より5年以上経過した時点で、ご検討ください。 ※接種料金は医療機関で異なります。 ※市外の医療機関で接種される場合は事前に健康対策係へご連絡ください。
高齢者インフルエンザワクチン	1)満65歳～ 2)満60歳～満64歳(心臓、じん臓、呼吸器等に重い病気のある人(身体障害者手帳1級程度)及びヒト免疫不全ウイルスにより日常生活がほとんど不可能な程度の障害を持つ人で接種を希望する人)	10月～3月 ※感染予防のために、できる限り12月中旬までに受けましょう。	自己負担額:1,300円 (生活保護受給者:無料、証明書等の提示が必要)

※接種料金に変更があった場合は、広報や市公式ホームページ等でお知らせします。



▶ 造血細胞移植後定期予防接種ワクチン(再接種)

骨髄移植等による造血幹細胞の移植により、すでに接種していた定期予防接種の予防効果が低下や消失したことで、ワクチン再接種が必要であると医師が認めた人に対し、再接種にかかる費用の一部を補助いたします。補助を受けるためには、申請し認定を受ける必要があります。接種後の申請は対応できませんのでご注意ください。

骨髄等移植ドナー助成金

ドナー登録の拡大と移植医療を推進するため、日本骨髄バンクが行う骨髄バンク事業において、骨髄等を提供した人(ドナー)に対し、助成金を交付します。

対象 次のすべてに該当する人

- ・骨髄バンクが行う骨髄バンク事業において骨髄などを提供した人
- ・企業、団体などに雇用されている人で所属する企業、団体などにドナー休暇制度(骨髄などの提供に必要な有給休暇など)がない人、または個人で事業を営む人
- ・助成金の対象となる通院などの期間および助成金の交付申請日に宮若市の住民基本台帳に登録されている人
- ・骨髄等の提供に関し、他の助成金などの交付を受けていない人
- ・本市の市税などを滞納していない人

助成額

次の通院などに要した日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき20万円を限度とします。

1. 骨髄などの採取前の健康診断または自己血採血のための通院または入院
2. 骨髄などの採取のための入院
3. その他、骨髄などの提供に関して骨髄バンクまたは医療機関が必要と認めた通院など

申請方法

骨髄などの提供を完了した日から90日以内に申請してください。

健診・検診

▶ 保健事業カレンダー

「保健事業カレンダー」を各世帯に配布して、4月から翌年3月までの健診の日程をお知らせしています。保健センターおよび市役所、若宮コミュニティセンター等にも常備しています。

▶ 健康診断および各種がん検診など

※要予約(定員になり次第締め切ります)

保健センターパレット・マリーホール宮田

市ではがん検診と健康診断を同日に受診できる総合健診を行っています。

特定健診・後期高齢者健診は指定医療機関でも受診できます。

内容	対象者
健康診断	18歳～39歳男女および40歳以上の生活保護受給者
特定健診	40歳～74歳の宮若市国民健康保険加入者

内容	対象者
後期高齢者健診	75歳以上
肝炎ウイルス検査	40歳以上(過去に当該検査を受けたことがない者)
胃がん検診	18歳以上
大腸がん検診	
肺がん検診	40歳・45歳(1人1回限り)
胃がんリスク検査	
前立腺がん検診	50歳以上の男性
子宮頸がん検診	18歳以上の女性
乳がん検診(マンモグラフィ)	40歳以上の女性
骨密度測定	40歳以上の女性
歯科健診	40・50・60・70歳(指定医療機関のみ)

健康づくり

▶ 地域健康学習会

老人会・婦人会等の各種団体からの希望に応じて、生活習慣病の予防や健康づくりに関する事項について、保健師・栄養士・健康運動指導士・歯科衛生士による講話や調理実習、運動指導などを行います。

▶ 運動教室

20歳以上の市民の方を対象に運動教室を開催しています。

▶ 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に対して、保健師や栄養士等が必要な指導および助言を行います。(電話や来所により随時対応します。)

▶ 訪問指導

保健指導が必要と認められる方およびその家族に対して、保健師等が訪問して必要な指導を行います。

▶ 食生活改善教室

食生活改善と食生活改善推進員の育成を目的とした教室です。食生活についての講話や調理実習、運動指導などを行います。

『みやわか健康ポイント事業』

～健康になって記念品をもらおう～

みやわか健康ポイント事業とは？

市民の皆様の主体的な健康づくりを応援することを目的とした事業です。この事業によって、生活習慣病予防、疾病の早期発見・介護予防等、皆様の健康増進につながることを期待しています。

また、ポイントを集め、ご応募された方全員に記念品を差し上げます。

対象 18歳以上の宮若市民

詳しくは、みやわか健康ポイント事業のちらし、市公式ホームページをご覧ください。





教育・文化・スポーツ

教育

▶ 教育委員会

名称	郵便番号	所在地	電話/FAX
教育総務課 学校教育課	823-0011	宮田29-1	☎32-1007 FAX32-1047
社会教育課	823-0011	宮田72-1	☎32-0123 FAX32-0221
生涯学習センター 「宮若リコリス」	823-0011	宮田6-1	☎32-3210 FAX32-0713

▶ 幼稚園一覧

幼稚園名	郵便番号	所在地	電話/FAX
宮若市立 宮田南幼稚園	823-0011	宮田3461	☎32-4829 FAX兼
宮若市立 若宮幼稚園	822-0142	竹原5-1	☎52-0202 FAX52-3055

▶ 市立幼稚園への入園

毎年12月頃、広報紙や市公式ホームページで、翌年度の新入園児の募集案内をします。願書は幼稚園に提出してください。

教育時間	午前9時～午後2時30分 ※1
休園日	土曜、日曜、祝日 その他に夏休み、冬休み、春休みがあります
給食費	月額4,000円 ※副食費(おかず代)は、世帯の課税状況や兄弟児の年齢によって減免になる場合があります
その他の経費	【入園時】保育用品・制服など 20,000円程度 【毎月】教材費や後援会費など 2,000円程度

※1 平日及び夏休み等の長期期間中は預かり保育あり。詳細は各園にお問い合わせください。

▶ 転校の手続き・就学援助制度

項目	内容	必要書類	問い合わせ先
転校の手続き	【市外からの転入】 本庁市民課または支所市民窓口課で転入届を行った後、必要書類を持って新しい学校へ行ってください。	前の学校の 《在学証明書》 《教科用図書給与証明書》 市民課または市民窓口課発行の 《転入学通知書》	教育委員会 学校教育課 ☎32-1007
	【市外への転出】 本庁市民課または支所市民窓口課で転出届を行った後、転学通知書を持って通学している学校へ行ってください。	市民課または市民窓口課発行の 《転学通知書》 現在の学校の 《在学証明書》 《教科用図書給与証明書》	
	【市内での転居】 転居で校区が変わった時は、本庁市民課または支所市民窓口課で転居届を行った後、転学通知書を持って現在の学校へ行き、転入学通知書と在学証明書、教科用図書給与証明書を持って新しい学校に行ってください。	市民課または市民窓口課発行の 《転学通知書》《転入学通知書》	
就学援助制度	経済的理由によって、就学が難しい小中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費などの援助を行う制度です。	所得課税証明書が必要な場合があります	

▶ 幼稚園の概要

幼稚園名	年齢	給食
宮若市立 宮田南幼稚園	3・4・5歳児	有
宮若市立 若宮幼稚園	3・4・5歳児	有

▶ 学校一覧

・小学校

名称	郵便番号	所在地	電話/FAX
宮若市立 宮田南小学校	823-0011	宮田3461	☎32-0066 FAX32-0175
宮若市立 宮田北小学校	823-0001	龍徳1464	☎33-1367 FAX32-9136
宮若市立 光陵小学校	823-0004	磯光1317-10	☎34-3911 FAX34-3912
宮若市立 宮若西小学校	822-0111	金丸417-1	☎52-0058 FAX52-0080

・中学校

名称	郵便番号	所在地	電話/FAX
宮若市立 宮若東中学校	823-0011	宮田3410-2	☎33-3501 FAX33-3502
宮若市立 宮若西中学校	822-0111	金丸417-1	☎52-2802 FAX52-2810

市内小中学校の電話対応可能時間のお知らせ

平日午前8時～午後6時

※中学校で部活動があるときは、完全下校時刻から30分後まで対応します。

※勤務時間終了後、電話対応可能時間帯に全職員が退勤することもあります。



▶ 小・中学校への就学

入学について	小学校	就学前健康診断	毎年10月頃、小学校へ入学するお子様を対象に、就学前健康診断(内科・耳鼻科・眼科・歯科)を行います。会場や日程については、市教育委員会から「健康診断通知ハガキ」が保護者あてに送られます。
		入学案内	入学する学校、および入学式をお知らせする、「入学通知ハガキ」が1月末頃に保護者あてに送られます。 ※通知が届かない場合は、市教育委員会学校教育課へお問い合わせください。
		説明会	毎年2月頃、各学校で行います。保護者あてに校区の学校より案内通知が送られます。
	中学校	入学案内	入学する学校、および入学式をお知らせする、「入学通知ハガキ」が1月末頃に保護者あてに送られます。 ※通知が届かない場合は、市教育委員会学校教育課へお問い合わせください。
		説明会	毎年2月頃、各学校で行います。保護者あてに校区の学校より案内通知が送られます。
就学相談	さまざまな理由により、言語、情緒などの精神面、知的面、身体面などに不安のあるお子様の就学について、就学相談を行っています。入学や学校生活に不安をお持ちの方は、市教育委員会学校教育課へお気軽にご相談ください。		

※上記に関する問い合わせ先 宮若市教育委員会 学校教育課 ☎32-1007

施設

▶ 中央公民館(宮田)

問 ☎32-0123 FAX32-0221

所在地 宮若市宮田72-1

利用時間 午前9時～午後10時

休館日 年末年始(12月29日～翌年1月3日)

使用料

使用時間帯	午前9時～正午	午後1時～5時	午後6時～10時
第一会議室	660円	880円	1,100円
第二会議室	660円	880円	1,100円
第三会議室	660円	880円	1,100円
学習室	1,480円	1,980円	2,470円
研修室	990円	1,320円	1,650円
和室	660円	880円	1,100円
視聴覚室	820円	1,100円	1,370円
応接室	660円	880円	1,100円
生活実習室	調理台1台につき440円		調理台1台につき550円

▶ 中央公民館若宮分館(高野)

問 ☎52-0859 FAX52-2998

所在地 宮若市高野572

利用時間 午前9時～午後10時

休館日 年末年始(12月29日～翌年1月3日)

使用料

使用時間帯	午前9時～正午	午後1時～5時	午後6時～10時
講堂	1,100円	1,650円	2,200円
研修室	550円	820円	1,100円
会議室	550円	820円	1,100円
和室	550円	820円	1,100円
生活実習室	調理台1台につき440円 4時間を超えた場合は660円		
保育室	550円	660円	820円

※冷暖房の使用料は、各使用料に0.5を乗じて得た額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

▶ 宮田文化センター(宮田)

問 ☎32-0123 FAX32-0221

所在地 宮若市宮田72-1

設備 文化ホール(579席)

利用時間 午前9時～午後10時

休館日 月曜日(祝日のときは翌日)
年末年始(12月29日～翌年1月3日)

申込み 中央公民館

申込受付時間 月曜日～金曜日(祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

※使用料についてはお問い合わせください

▶ マリーホール宮田(宮田)

問 ☎32-0123 FAX32-0221

所在地 宮若市宮田72-1

設備 多目的ホール(300席)

利用時間 午前9時～午後10時

休館日 月曜日(祝日のときは翌日)
年末年始(12月29日～翌年1月3日)

申込受付時間 月曜日～金曜日(祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

※使用料についてはお問い合わせください

▶ 若宮コミュニティセンター「ハートフル」(福丸)

問 ☎52-1111 FAX52-3119

所在地 宮若市福丸272-1

利用時間 午前9時～午後10時

休館日 月曜日(祝日のときは翌日)
年末年始(12月29日～翌年1月3日)



使用料

使用区分(収容人員)		使用料 (1時間あたり)
多目的ホール (194人)	入場料を徴収しない場合	1,880円
	入場料を徴収する場合	3,770円
会議室1(12人)		410円
会議室2(18人)		410円
研修室(36人)		620円
調理室		620円

健康増進室

各種トレーニングマシンがあり、インストラクターから運動指導を受けることができます。(更衣室、シャワー・ロッカーあり。)

利用時間 平日(火曜日～金曜日) 午後1時～午後9時
土曜、日曜、祝日 午前9時～午後5時

利用料 110円(1時間あたり)

注意事項 中学生以下の利用はできません

笠松研修センター[なびきホール]

問 ☎・FAX32-5020

所在地 宮若市下有木786

利用時間 午前9時～午後10時

休館日 月曜日(祝日のときは翌日)
年末年始(12月29日～翌年1月3日)

申込受付時間 午前8時30分～午後5時(休館日を除く)

申込み 笠松研修センター

使用料

使用区分	使用料 (1時間あたり)	冷暖房代 (1時間あたり)
大研修室	1,870円	660円
小研修室	660円	220円
和室研修室	550円	220円
調理研修室	550円	220円

※使用時間に1時間未満の場合があっても1時間とみなします。

文化財収蔵・展示・交流センター[宮若トレッジ]

問 ☎52-1510

所在地 宮若市宮永11-1

利用時間 午前9時～午後5時(貸館は午後10時まで)

休館日 月曜日(祝日の時は翌平日)
年末年始(12月29日～翌年1月3日)

使用料 入館料無料(貸館は別料金)

使用区分	使用料 (1時間あたり)	冷暖房代 (1時間あたり)
会議室1	220円	220円
会議室2	220円	220円
調理室	調理台1台につき220円	220円

申込み 中央公民館若宮分館 ☎52-0859

申込受付時間 月曜日～金曜日(祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

石炭記念館(上大隈)

問 ☎32-0404

所在地 宮若市上大隈573

利用時間 午前9時～午後5時

休館日 月曜日(祝日のときは火曜日)
毎週木曜日の午後
年末年始(12月28日～翌年1月3日)、祝日

山口コミュニティセンター(山口)

所在地 宮若市山口2551-3

利用時間 午前9時～午後10時

申込み 中央公民館若宮分館 ☎52-0859

申込受付時間 月曜日～金曜日(祝日を除く)、
午前8時30分～午後5時15分

宮若市生涯学習センター「宮若リコリス」(宮田)

問 ☎32-3210 FAX32-0713

所在地 宮若市宮田6-1

利用時間 午前9時～午後10時

休館日 月曜日(祝日のときは翌日)
年末年始(12月29日～翌年1月3日)

使用料

	最大収容人数	使用料 (1時間あたり)	冷暖房費 (1時間あたり)
研修室1	36人	630円	310円
研修室2	18人	520円	260円
研修室3	12人	420円	200円

*利用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなします
*準備から撤収までの時間を含めてご予約ください

申込み受付時間 月曜日～金曜日(祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

宮若市立図書館(宮田)

問 宮若市立図書館(本館) ☎32-0710
ハートフル図書室(分館) ☎52-1041

開館時間 午前10時～午後6時(本館のみ木曜日は午後7時まで)

休館日 月曜日(祝日のときは翌日)
毎月最終木曜日
年末年始(12月29日～翌年1月3日)
蔵書整理期間

本を借りるとき

- ①初めて利用される方は、利用者カードの申込みをお願いします。
*申込書に記入の上、免許証、保険証などの公的証明書をカウンターまでお持ちください。
- ②借りたい本と利用者カードをカウンターにお持ちください。
*カード1枚につき10冊まで、2週間借りられます(うち、本館におけるAV資料は2点まで)。
*雑誌は最新号以外が借りられます。



本を返すとき

返却の際は、カードは不要です。カウンターに直接本をお持ちください。また、図書館が閉まっているときは、返却ポストをご利用ください。ただし、AV資料やケースは破損の恐れがあるため、必ず開館中にカウンターへご返却ください。

もう一度同じ本を借りたいとき

予約が入っていないければ、延長ができます。お電話をいただくか、カウンターまで延長したい本をお持ちください。また、ホームページでも更新できます。

予約サービス

図書館に所蔵がある本で、貸出中のものは、予約ができません。貸出の準備ができ次第、ご連絡を差し上げます。

リクエスト

図書館に所蔵がない本は、購入もしくは他の図書館から借りて、できるだけご希望にお応えします。

おはなし会

お子さんを対象に、絵本や紙芝居の読み聞かせを行います。

参加は無料です。お気軽にお越しください。

宮若市立図書館(本館) 毎月第1土曜日

ハートフル図書室(分館) 毎月第3土曜日

*このほかにも、ボランティア団体によるおはなし会が不定期で行われます。開催日は図書館ホームページ、フェイスブックをご覧ください。

光陵グリーンパーク(磯光)

スタジアム・多目的グラウンド・クラブハウス

問 宮田B&G海洋センター ☎32-0076

各施設共通

所在地 宮若市磯光1668-2

利用時間 4月1日～10月31日:午前8時～午後6時
11月1日～3月31日:午前8時～午後5時

休園日 月曜日(祝日のときは翌日)、年末年始

使用料

公園施設名	利用区分		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
			使用料(1時間につき)	使用料(1時間につき)
野球場	市内居住者	高校生以下	440円	880円
		一般	1,320円	2,640円
多目的グラウンド	市内居住者	高校生以下	無料	
		一般	550円	
クラブハウス	市内居住者	高校生以下	無料	
		一般	330円	

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、1室1時間につき110円を加算する。
- 2 放送設備を使用する場合は、1時間につき330円を加算する。
- 3 スポーツラインを使用する場合は、1試合につき330円を加算する。
- 4 シャワーを使用する場合は、1回につき330円を加算する。
- 5 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。

光陵グリーンパーク(磯光)

アリーナ(多目的屋内施設)、テニスコート

問 アリーナ ☎080-8562-4261

各施設共通

所在地 宮若市磯光1668-2

利用時間 午前9時～午後10時

休館日 月曜日(祝日のときは翌日)、年末年始

使用料

施設名	利用区分		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
			使用料(1時間あたり)	使用料(1時間あたり)
アリーナ	市内居住者	高校生以下	440円	880円
		一般	1,320円	2,640円
	照明(1時間)		1,100円	
	ピッチングマシン(1台)		1,100円	
	投球練習場(1ブルペン)		220円	
	放送設備(1時間)		330円	
	シャワールーム		330円	
トレーニングルーム		110円		

施設名	利用区分		使用料(1時間あたり)
テニスコート	市内居住者	高校生以下	160円
		一般	490円
	照明(1時間)		550円

市民球技場(本城)

問 宮田B&G海洋センター ☎32-0076

所在地 宮若市本城1593-1

利用時間 1月4日～3月31日および11月1日～12月28日:午前9時～午後5時
4月1日～10月31日:午前6時～午後8時

休場日 年末年始(12月29日～翌年1月3日)

使用料 無料

宮田B&G海洋センター(宮田)

問 ☎32-0076

所在地 宮若市宮田251-4

設備 体育館(バドミントンコート4面分)、会議室

利用時間 体育館:1月5日～2月28日および12月1日～12月27日:午前9時～午後9時30分
3月1日～11月30日:午前9時～午後10時
テニスコート:1月5日～12月27日:午前9時～日没

休館日 月曜日(祝日のときは翌日)
年末年始(12月29日～翌年1月3日)



使用料

利用区分	単位	利用時間		
		午前9時～正午	午後1時～5時	午後6時～10時
体育室	全面1回	550円	660円	880円
バドミントン	1面1回	160円	220円	270円
卓球	1台1回	160円	220円	270円
ミーティングルーム	1室1回	330円	440円	550円

※冷暖房を利用する場合は、550円を加算する。

利用区分	単位	利用時間		
		午前9時～正午	午後1時～5時	午後5時～日没まで
テニスコート	1面1回	330円	440円	220円

市民体育館(高野)

問 中央公民館若宮分館 ☎52-0859 FAX52-2998

所在地 宮若市高野577-1

利用時間 午前9時～午後10時

休館日 毎月第1・3月曜日、
年末年始(12月29日～翌年1月3日)

使用料

利用施設	使用料	照明使用時の使用料
体育館 1時間あたり	220円	550円

宮田B&G海洋センタープール(宮田)

問 宮田B&G海洋センター ☎32-0076

所在地 宮若市宮田251-4

設備 25mプール、児童用プール

開館期間 6月1日～8月31日

開館時間 平日:午後3時～午後8時
土曜、日曜、祝日および夏休み期間中:午前9時～午後8時

休館日 月曜日(祝日のときは翌日)

使用料

利用区分	単位	利用時間		
		午前9時～正午	午後1時～4時	午後5時～8時
一般	1回	220円	220円	220円
生徒	1回	160円	160円	160円
児童	1回	110円	110円	110円

※生徒とは、中学校や高等学校の生徒およびこれに準ずる者をいう。

※児童とは、小学校、幼稚園または保育園の児童およびこれに準ずる者並びに幼児(3歳未満の者を除く)をいう。

市民グラウンド(高野)

問 中央公民館若宮分館 ☎52-0859 FAX52-2998

所在地 宮若市高野499

利用時間 午前9時～午後10時

休場日 毎月第1・3月曜日
年末年始(12月29日～翌年1月3日)

使用料 無料

西鞍の丘総合運動公園(乙野)

問 中央公民館若宮分館 ☎52-0859 FAX52-2998

所在地 宮若市乙野601番地

設備 芝生フィールド(20,000㎡)、多目的グラウンド(20,000㎡)、イベント広場、野外ステージ、芝生広場、わんぱく広場
東駐車場129台、西駐車場195台

利用時間 4月1日～10月31日:午前9時～午後7時
11月1日～3月31日:午前9時～午後6時

休園日 月曜日(祝日のときは翌日)
年末年始(12月29日～翌年1月3日)

使用料

公園施設名	利用区分	使用料	
		基本額(最初の2時間につき)	加算額(1時間につき)
芝生フィールド	半面(市内居住者かつ高校生以下)	無料	無料
	全面(市内居住者かつ高校生以下)	無料	無料
	半面(市内居住者かつ高校生以下を除く)	550円	270円
	全面(市内居住者かつ高校生以下を除く)	1,100円	550円
多目的広場	半面(市内居住者)	無料	無料
	全面(市内居住者)	無料	無料
イベント広場		無料	
屋外ステージ		無料	
クラブハウス	市内居住者かつ高校生以下	無料	無料
	上記以外の市内居住者	1,100円	550円

宮若市柔剣道場(宮田)

問 宮田B&G海洋センター ☎32-0076

所在地 宮若市宮田4705

設備 剣道2面・柔道2面

申込み B&G海洋センター

利用時間 午前9時～午後10時

休館日 年末年始(12月29日～翌年1月3日)

使用料

利用者区分	午前	午後	夜間
	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～10時
一般	440円	660円	1,100円
高校生以下	220円	330円	550円

※専用利用の場合は、10割増し。(専用利用とは、柔剣道場の施設の全面利用をいう。)

※シャワー・照明装置を利用する場合は、料金を加算します。





ライフライン

水道

水道の届出

問 水道課 業務係 ☎32-1005

次のようなときは、届け出をしてください。

- 引っ越しなどで新しく水道をつかうときや使用を中止するとき
- 家の新築、改造などで一時水道の使用を中止するとき
- 家の取り壊しなどで水道を廃止するとき
- 長い間水道を使わないとき
- 契約名義や用途を変更するとき

水道料金

問 水道課 業務係 ☎32-1005

2カ月に1回メーター検針を行い、その使用水量を2で割り翌月と翌々月に料金を支払っていただきます。支払いは1カ月に1回です。便利な口座振替をご利用ください。口座振替の手続きは各指定金融機関でお願いします。

※一部電子マネーでもお支払いできます。

メーター検針にご協力ください

問 水道課 給水係 ☎32-1005

各ご家庭の水道メーターは、検針員が巡回して検針を行っております。検針が効率よく行えるように、次のことにご協力をお願いします。

- メーターボックスの上には、物を置かないようにして、いつでも検針できるようにしてください。
- 犬は、出入り口やメーターボックスから離してつないでおいてください。
- 家の増築等で、メーターが床下や屋内になるときは、宮若市指定給水装置工事業者に依頼し、屋外に移設してください。
- 検針ができない場合は、使用水量を認定することがありますのでご了承ください。



水道メーターの取替え

問 水道課 給水係 ☎32-1005

水道メーターは、計量法の規定により、使用期間が8年と定められています。取替は宮若市水道組合に業務を委託しており、取替時には組合員は身分証明書を携帯しております。なお、メーター代金および取替工事費は無料です。取替にご協力をお願いします。

漏水してませんか？

問 水道課 給水係 ☎32-1005

定期的にチェックをしましょう。

- ①家の中の蛇口を全部閉めた状態でメーター器を確認してください。
- ②メーター器の中のパイロットが回っていれば宅地内での漏水が考えられます。なお漏水が少量のときには、パイロットがゆっくりと回り確認が困難な場合がありますのでご注意ください。

宅地内の漏水が確認できた場合、至急、市公式ホームページに掲載している宮若市指定給水装置工事事業者(水道工事店)に直接ご連絡ください。なお、水道工事店をご存知ない方は、水道課におたずねください。また、公道等からの漏水についても水道課にご連絡ください。

(以下は広告スペースです)

YASUNAGA SETSUBI
宮若市水道・排水指定工事店

ヤスナガ設備
代表 安永 貴臣

管工事／給水工事
水洗化工事／浄化槽工事
各種水廻りリフォーム工事

宮若市福丸 203-13
TEL FAX **0949-52-0689**



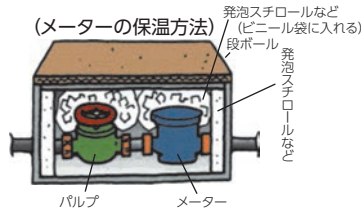
水道管の凍結防止方法

寒くなると水道管の水が凍って出なくなったり、水道管が破裂する事故が起こることがありますので凍結防止の方法を紹介します。

屋外の露出管



メーターボックス



※凍結したらぬるま湯を水道管にタオルをかぶせ、その上からぬるま湯をゆっくりかけて溶かします。熱い湯を急にかけて水道管が破裂することがあります。ご注意ください。



※破損したら元栓を閉める
メーターボックス内の元栓(バルブ)を閉め指定給水装置工事業者に修理依頼をしてください(有料)。
※指定給水装置工事業者は、市公式ホームページをご覧ください。

費用負担について

問 水道課 給水係 ☎32-1005

給水装置は、水道使用のお客様がそれぞれ、工事費を負担し設置したものであり、お客様の所有物となります。したがって、給水装置の、修繕および改造などに要する費用は自己負担となります。

下水道

問 下水道課 管理係 ☎32-3159

下水道接続の義務

下水道が整備され処理区域になると、すみやかに下水道を使用しなければなりません。風呂や台所などの生活雑排水はすぐに、くみ取り便所は3年以内に水洗便所に改造しなければなりません。水洗便所や排水設備の工事は市の下水道排水設備指定工事店に申し込んでください。

下水道供用開始区域の土地所有者に対する負担金制度

下水道が整備された区域の中に土地を所有している人には、土地の面積に応じた負担金を納めていただきます。

水洗便所等改造補助金制度

供用開始から3年以内にくみとり便所や浄化槽を公共下水道につなぎこむ改造工事について、1件につき4万円の補助金交付制度があります。

改造資金融資あっせん制度

汲み取り便所や浄化槽を公共下水道につなぎこむ改造工事について、60万円を限度として宮若市が指定した金融機関の融資をあっせんする制度があります。

下水道使用料

毎月の使用水量に応じて使用料をお支払いください。市水道水のみ使用の世帯は、水道使用水量で計算します。井戸水のみ使用の世帯と、井戸水と水道水の併用世帯は、世帯の人数によって使用料が変わりますので、使用人数が増減があったときは届け出てください。

浄化槽補助金制度

浄化槽設置にあたって下水道認可区域を除く地域で、個人が浄化槽設置する場合には、浄化槽補助金交付制度があります。

〈以下は広告スペースです〉

合併処理浄化槽 製造・販売
浄化槽 メンテナンス



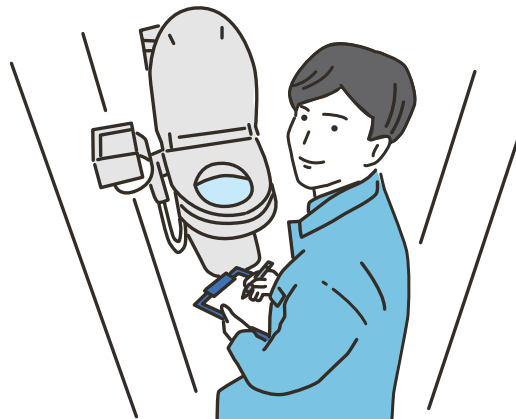
有限会社 **大勝工業**

代表取締役 松山 真一

宮若市宮田918-11

TEL 0949-32-3331

FAX 0949-32-9525



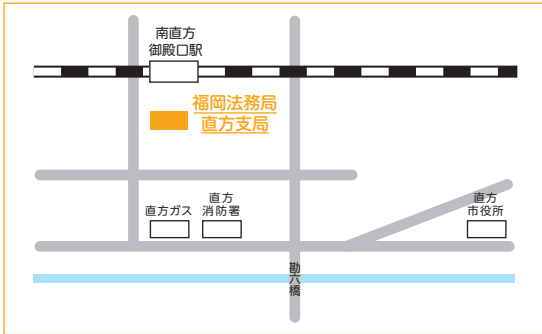


土地・交通・住まい

土地・道路

土地・建物登記

問 福岡法務局直方支局(直方市) ☎22-1144



道路等を使用するとき

問 土地対策課 用地係 ☎32-0569

市が管理している道路や河川・水路の敷地などを使用するときは許可が必要です。事前にご相談ください。

道路愛護推進活動支援金制度のお知らせ

問 土木建設課 維持係 ☎32-0799 FAX32-9430
E-mail iji@city.miyawaka.lg.jp

道路愛護に積極的に取り組む団体に、活動に必要な資材や活動支援金を支給します。

支援対象団体

- (1)自治会組織または組織の連合体
- (2)特定非営利活動法人
- (3)ボランティア団体
- (4)その他市長が認めたもの

※活動者は事故等に備えて、ボランティア保険等に加入してください。

※保険の加入費用は活動支援金に含めるものとします。

支援対象活動

- (1)市が管理する施設等の草刈活動
- (2)施設等の簡易な維持補修および清掃活動
- (3)その他市長が認めたw活動

範囲 市が管理する道路、河川および水路(農業用施設を除く)の管理区域。

内容 上記範囲における除草作業、小規模な舗装、道路の穴補修、未舗装道路の砕石等敷き均し、水路の清掃等。

資材支給・支援金の内容

所定の届出内容が適切と認めるときは、活動者に対して、活動に必要な資材(アスファルト常温合材・砕石・砂・セメント・U字溝等)や活動支援金(1箇所につき、年度内1回5万円を限度として2回まで可能)を支給します。

活動を実施する14日前までに申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

(以下は広告スペースです)

土木工事一式

株式会社 **興永建設**



宮若市長井鶴 297-1
TEL 0949-33-1585

土地・建物にお困りの方はご相談下さい
(表示登記に関するご相談)

津野土地家屋調査士事務所

土地家屋調査士 **津野伸行**

宮若市宮田4722番地の2
TEL(0949)33-2037



土地・交通・住まい



公共交通

問 産業観光課 商工振興係 ☎32-0519

▶ ふれタク(AIデマンドタクシー)

路線バスと一般的なタクシーの両方の要素を持ち合わせた交通手段です。乗降ポイント間を運行しますが、路線バスのように決められた路線ではなく、AIによって予約に合わせた時間とルートで柔軟に運行することができる先進的な取り組みです。

利用には、事前に利用者登録と配車予約が必要です。
※利用は、宮若市在住者に限ります。

利用者登録

市公式ホームページにある利用者登録票を窓口またはファクスでご提出ください。

提出先:本庁産業観光課(ファクス:32-9430)
若宮総合支所(窓口のみ)

配車予約

受付期間は利用日の1週間前から利用の1時間前までです。

①電話(ふれタクコールセンター)
☎52-6815

受付時間:午前8時~午後5時

②専用アプリ(MONET)

QRコードからアプリをダウンロードして予約してください

③市公式LINE

市公式LINEアカウント(@miyawaka-city)のリッチメニューにある「ふれタク予約」から予約してください。



▶ その他の公共交通

コミュニティバス

市内には、6路線の乗合バスを運行しています(令和5年10月時点)。

運行路線によって運行事業者が異なります。
詳細は市公式ホームページをご覧ください。

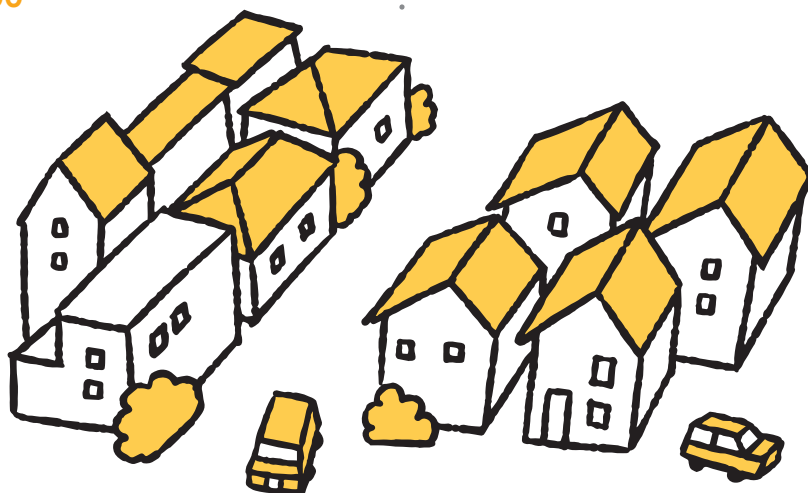
巡回ふくしバス

問 宮若市社会福祉協議会 ☎32-0335

市内の各地域と社会福祉センターを結ぶ無料のバスです。
毎週月曜日、水曜日、金曜日に運行しています。
詳細は宮若市社会福祉協議会へお問合せください。

JR九州バス

問 JR九州バス株式会社 博多支店
☎092-641-0500



住まい

▶ 市営住宅

問 建築都市課 住宅管理係 ☎32-0955

市営住宅の入居募集は、年4回(2月、5月、8月および11月予定)行い、抽選により入居者を決定いたします。応募には要件がありますので、お問い合わせください。

▶ 県営住宅

問 福岡県住宅供給公社直方出張所 ☎24-4590

県営住宅は抽選方式による募集を行っています。詳しくはお問い合わせください。

▶ 住宅等改修補助制度

問 建築都市課 住宅管理係 ☎32-0955

市内に本店がある施工業者によって住宅または地域公民館の改修工事を行う場合に、経費の一部(上限10万円)を補助します。申請には要件がありますので、お問い合わせください。





市政・まちづくり

議会

問 議会事務局 ☎32-1135

市議会

市民の意思を代表・決定する合議制の機関です。通常3月、6月、9月、12月の年4回開かれる「定例会」と必要に応じて開かれる「臨時会」があります。

一般質問

本市の行政事務全般にわたり、市長などに対して事務の状況や将来の方針などについて質問をし、説明を求めるものです。一般質問の通告書は質問通告締切後に市議会ホームページに掲載しています。また本会議（一般質問当日）でも通告書を傍聴者に配付しています。

請願(陳情)

皆さんの要望を直接議会に伝える方法です。請願書(陳情書)に提出年月日、住所、氏名、請願(陳情)の要旨を書き、署名または記名押印して議会事務局に提出してください。様式は市議会ホームページに掲載しています。請願書には、紹介議員の署名または記名押印が必要です。

議会傍聴

本会議を傍聴することができます。ただし、委員会は委員長の許可が必要です。また、本会議・委員会はインターネットで生中継・録画配信を行っており、市議会ホームページでご覧いただけます。

会議録の閲覧

本会議での審議内容は、議会事務局、情報公開室で会議録を閲覧できます。(会議録の調製には議会閉会后、2カ月程要します。)また市議会ホームページで会議録を検索できます。

広報

問 議会事務局 ☎32-1135

議会だより

議会での審議結果や一般質問の内容などを要約してお知らせしています。

市議会ホームページ

定例会の会期日程・議員名簿・会議録・議会だより・一般質問通告書・議会中継等がご覧いただけます。

選挙

問 選挙管理委員会事務局 ☎32-0514

選挙権

満18歳以上の日本国民で、選挙人名簿に登録されている人が投票できます。

選挙人名簿の閲覧

選挙管理委員会は定時登録月(3、6、9、12月)の1日に(休日の場合翌平日)、18歳になった人や転入後3カ月を経過した人を選挙人名簿に登録しています。また、選挙がある場合も選挙時登録を行っています。

期日前投票

仕事や旅行などで、投票日当日に投票所へ行けない人は期日前投票ができます。

期日前投票の流れ

- ①受付
- ②投票用紙の交付
選挙人名簿と対照の後、投票用紙を受け取ります。
- ③投票
投票記載台で投票用紙に記載をし、投票箱に投函します。

不在者投票

仕事や旅行などで他の市区町村に滞在している人など、投票日当日に投票所へ行けない人は、期日前投票のほか、滞在先の市区町村で不在者投票ができます。

他の市区町村(滞在先)での不在者投票の流れ

投票用紙等を請求します。
 所定の様式(不在者投票請求書・宣誓書)に必要事項を記入し、市選挙管理委員会に郵送してください。
 ※記入は選挙人本人の自筆に限ります。

投票用紙等が返送されます。
 ※同封されている内封筒は絶対に開封しないでください。

滞在先の市区町村で投票します。
 受け取った書類一式を滞在先の市区町村選挙管理委員会へ持参し、速やかに(投票日の前日までに)投票してください。
 ※事前に投票用紙に記入しないでください。



◆ 郵便等投票の流れ

下記対象の人は在宅で郵便等による不在者投票ができます。自書ができない人には、代理記載により投票が可能です。
※事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

対象となる人の範囲

	郵便等による不在者投票の対象者		代理記載制度が適用される対象者	
	障害の部位	障害・要介護の程度	障害の部位	障害の程度
身体障害者手帳を持っている人	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級	上肢・視覚	1級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級		
	免疫・肝臓	1級～3級		
戦傷病者手帳を持っている人	両下肢・体幹	特別項症～第2項症	上肢・視覚	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症		
介護保険被保険者証を持っている人		要介護5	なし	

◆ 政治家の寄付禁止

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、その時期や名義のいかんを問わず法律で禁止されています。違反すると処罰の対象となります。また有権者が寄付を求めることも禁止されています。寄付禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。



まちづくり

◆ まちづくり出前講座

問 秘書政策課 秘書広報係 ☎32-0512

市の取り組みや身近な生活に関すること、社会の様々な問題について、市の職員等が皆さんのところへ出向いてお話をする「まちづくり出前講座」を行っています。

申し込み方法

原則として、市内に在住・在勤・在学する10人以上のグループで、申込書により希望する14日前までに、秘書政策課(☎32-0512)までお申し込みください。

開催時間

午前10時～午後9時の間で開催します。(年末年始は除きます)

※講座の内容によっては、開催できない時期・時間帯がありますのであらかじめご了承ください。

◆ まちづくり人づくり事業等補助金

問 秘書政策課 政策推進係 ☎32-0512

市民の皆さんのまちづくり活動に対して補助金を交付することで、その活動を応援します。活動の30日前までに申請書を提出してください。

対象となる主な事業は下記のとおりです。

- ・研修会等 ・イベントの開催
 - ・スポーツや文化に関する記念事業 ・全国大会への出場
- ※公共的な団体や市が共催等していることが必要です。事業により異なりますので詳細はお問い合わせください。

急患センター

問 直鞍休日等急患センター ☎28-2840

休日などに急患になった場合、直方市山部の急患センターにて、下記の時間に小児科・内科の診療を行っています。
電話 ☎28-2840(土曜、日曜、祝日)、22-0448(平日)
場所 直方市山部808-14

診療日および診療時間

土曜、日曜、祝日・盆(8月13日～15日)・年末年始(12月31日～翌年1月3日)の夜間	午後6時～11時 (内科・小児科)
毎月第2・4日曜日の昼間	午前9時～午後6時 (小児科のみ)

コミュニティづくりの支援

問 まちづくり推進課 地域振興係 ☎32-0773

◆ コミュニティ備品の貸し出し

市が所有するコミュニティ助成事業備品を貸し出すことにより、地域の環境美化またはコミュニティづくりを支援しています。

申し込み方法

- ①市内で活動する自治会、小組合、ボランティア団体などで利用を希望する団体は、事前に登録申請書により、団体登録を行ってください。
- ②登録団体は申込書により希望する10日前までに、地域振興係までお申し込みください。

貸し出し備品

芝刈り機(中)2台、草刈機(大)1台、刈払機(背負い式)2台、雑草吸出機2台、剪定機1台

◆ コミュニティ活動への補助金

市民のふれあいや助け合いの機会が増え、心豊かに生活できるように、自治会などのコミュニティ組織やボランティア団体などが行うまちづくり活動に補助金を交付し、その活動を支援します。(例)公園への草花の植栽





相談窓口

各種相談

▶ 人権擁護委員

問 保護人権課 人権福祉係 ☎32-0765

家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別などのご相談は、人権擁護委員にご相談ください。6月・10月・12月には、特設の人権相談所も開設しています。

▶ 人権相談

問 福岡法務局直方支局 ☎22-1144

人権侵害を救済するため、人権擁護委員とともに、人権問題の相談に応じています。

月曜日～金曜日(祝日、年末年始は除く) 午前8時30分～午後5時15分

▶ 教育相談(子どもホットライン24)

問 北九州教育事務所 ☎24-3344

学校生活のこと、学習のこと、親子関係のこと、友達関係やいじめのことなど、悩んでいることや困っていることは気軽に電話してください。

電話による相談 24時間対応

面接による相談 午前9時～午後5時30分

▶ 家庭児童相談

問 家庭児童相談室 ☎32-0570

家庭児童相談員が、児童の養育など家庭内のさまざまな問題について、電話や面談などによる相談に応じます。

月曜日～金曜日(祝日、年末年始は除く) 午前8時30分～午後5時15分

▶ 障がい者相談支援

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

障がいのある方の悩み事はもちろん、その家族、関係者からの心配事などの相談を受け付けています。行政、福祉、医療などの専門機関と連携しながら解決に向けて一緒に考えていく相談機関です。

直鞍地区障がい者基幹相談支援センター かのん

直方市津田町7-20 ☎24-1551 FAX24-1552

開所時間 月曜日～金曜日(祝日は除く)午前8時30分～午後5時

▶ 障がい者虐待相談

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

障がい者の権利擁護や虐待に関する相談を受け付けています。24時間365日電話対応。

直鞍地区障がい者虐待防止センター かのん

直方市津田町7-20 ☎24-1556

開所時間 月曜日～金曜日(祝日は除く)午前8時30分～午後5時

▶ 女性に関する相談

DV(夫婦間、パートナー間の暴力)相談

配偶者や恋人など親しい人からの暴力に悩んでいる方のご相談を電話でお受けします。

・福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所(直方分庁舎)

☎22-4070

月曜日～金曜日(祝日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分

・配偶者からの暴力相談電話(夜間・休日)

☎092-663-8724

月曜日～金曜日(祝日は除く) 午後5時～深夜0時

土曜、日曜、祝日(年末年始を除く) 午前9時～深夜0時

(以下は広告スペースです)

相続・遺言・不動産登記・会社登記
成年後見・借金問題

**栗田司法書士
事務所**

相続や空き家などお困りの方、
まずはご相談下さい!

平日 9:00～17:30
(※土日祝は要予約)

鞍手町中山1808

TEL 0949-52-7337

直方駅前法律事務所

福岡県弁護士会所属

弁護士 森 勇馬

弁護士 山本健太

交通事故・相続・財産管理など

「便利帳」を見たと言
って予約して頂いた方は
初回相談無料です!



福岡県直方市須崎町3-37 竹田ビル5階

TEL (0949) 28-9114

司法書士

石橋康宣事務所

福岡県司法書士会会員

直方市新町3丁目1番6号

TEL 0949-23-1250

FAX 0949-23-1251



相談窓口



▶ 高齢者の就業は

問 シルバー人材センター ☎32-2400 FAX33-3434

高齢者の臨時的・短期的な就業又は軽易な業務に係る就業についてのご相談に応じます。

また、家庭、企業及び公共から仕事を受注し、高齢者の豊かな知識と経験を活かしたライフスタイルに合った就業の機会を提供しています。

会員募集

「シルバー人材センター」

宮若市及び小竹町に居住する60歳以上の健康で働く意欲のある方ならどなたでも入会できます。皆様のご入会をお待ちしています。

年会費

3,600円(途中入会は月割り計算をします)

新規会員説明会

毎月15日、午後1時30分～2時30分
(土曜、日曜、祝日の時は翌日)

仕事内容

- ・庭木剪定 ・草取り ・草刈り
- ・家屋内や施設等の掃除 ・チラシ等の配布
- ・簡単な大作業 ・その他軽作業

▶ 福岡県こころの健康相談電話

話を聞いてほしい方

☎092-582-7400

受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時(月曜日～金曜日)

病院や自助グループを紹介してほしい方

病気のことが知りたい方
面接の予約をいれたい方

☎092-582-7500(福岡県精神保健福祉センター)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(月曜日～金曜日)

▶ 行政相談委員による無料相談会

問 総務課 総務係 ☎32-0511

行政相談委員は、国の仕事などについての意見や要望を受け付け、相談者への助言や関係行政機関への通知などの仕事を行っています。お気軽にご利用ください。

●奇数月の第3水曜日 午前10時～午後3時

●生涯学習センター「宮若リコリス」研修室3、若宮コミュニティセンター「ハートフル」会議室1

※日時、場所が変更になることがあります。

▶ 弁護士による無料法律相談

弁護士による無料法律相談に係る紹介状の発行

宮若市民の方お1人につき1年度(4月～翌年3月)に1回のみ30分間無料の弁護士相談の紹介状を発行しています。

・紹介状の発行場所

宮若市役所 総務課総務係 ☎32-0511

若宮総合支所 市民窓口課市民窓口係

☎52-1111

・法律相談を利用するためには、①～③いずれかの法律相談センターに電話予約し、相談の際には紹介状を必ず持参してください。

①飯塚法律相談センター

☎ 0948-28-7555

住 所 飯塚市新立岩6-16 弁護士ビル3階(飯塚裁判所前)

相談日 月曜日～金曜日(祝日を除く) 午後1時～4時

②直方法律相談センター

☎ 25-0636

住 所 直方市津田町1-29

相談日 月曜日～金曜日(祝日を除く) 午後1時～4時

③田川法律相談センター

☎ 0947-42-2330

住 所 田川市栄町1-5 大城ビル4階

相談日 月曜日～金曜日(祝日を除く) 午後1時～4時

▶ 計量についての相談

問 福岡県計量検定所 ☎092-939-1541

商品の量目、計量器に関するご質問にお答えしています。また、営業用に使うばかりは、2年に1度定期検査を受けなければなりません。

▶ 消費生活相談

問 産業観光課 商工振興係(消費生活相談窓口) ☎32-0519

悪質商法、商取引上のトラブルに関する相談を無料で受け付けます。

●月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分 市役所2階

●相談日以外の電話相談

消費者ホットライン(☎188(いやや))全国どこからでも、最寄りの相談窓口へつながります。(携帯電話可、一部IP電話は不可)

曜日や時間帯により、福岡県消費生活センター・国民生活センターにつながります。

●その他消費生活相談

直轄広域消費生活センター

☎ 25-2162

住 所 直方市殿町7-1 直方市役所5階

相談日 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時

▶ 仕事を探すときは

問 直方公共職業安定所(ハローワーク直方) ☎22-8609

仕事探しの相談・紹介が無料でできる国の機関です。

お仕事探しから就職まで、全面的にサポートしています。

開所時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

▶ 中小企業振興資金融資

問 産業観光課 商工振興係 ☎32-0519

中小企業者向けの融資制度です。運転資金、設備資金等にご利用ください。市の融資制度のほか、県・国の制度もあります。



生活ガイドINDEX

健康マップ① 宮若市	72
健康マップ② 直方市・宗像市	74
一般社団法人 直方鞍手医師会	76
一般社団法人 直方歯科医師会	78
一般社団法人 直方鞍手薬剤師会	80
宮若商工会議所	82
若宮商工会	83
住まいの基礎知識	84
葬儀・お墓について	88

私たちのまちのこともっと知りたい！



「生活ガイド」ページは、暮らしに役立つ情報を掲載しています。
なお、地図のページに関しては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。



健康マップ ① 宮若市

内科・小児科・皮膚科
循環器内科・消化器内科
リハビリテーション科

医療法人 笠松会 **有吉病院**

理事長 田中 圭一 院長 有吉 通泰

宮若市上有木397-1

☎33-3020(代) FAX33-1922

内科 (呼吸器・循環器)
胃腸・糖尿病・外科
内視鏡

安倍病院

診療時間/9:00~17:00

休診日/日曜日・祝日

宮若市長井鶴250-3

TEL 0949-32-0080

山近内科医院

内科・消化器内科

診療時間

8:30~12:30/13:30~17:30

但し土曜日は12:00迄

日曜・祝日は休診

宮若市本城569-1 TEL**32-0135**
FAX**33-3166**

(医)敬愛会

老人保健施設 けいあい

けいあいクリニック

内科・外科・小児科

けいあいクリニック デイケア

宮若市宮田 4795

TEL**32-0323**

宮田 けいあい 検索



SHIMOKAWA CLINIC
しもかわクリニック

診療科目 内科・循環器内科 院長: 下川 雄弘

診療案内

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~12:00	○	○	○	○	○	○
午後 14:00~18:00	○	○	○	○	○	○

休診日 日曜・祝祭日/土曜午後

宮若市磯光 1236-1

TEL 0949-28-7310

おの え

尾上小児科

診療時間	月	火	水	木	金	土
8:30~12:00	○	○	○	○	○	○
14:00~17:30	○	×	○	○	○	○

休診日...日曜・祝日

宮若市宮田76-5

☎32-0084

佐々木歯科医院

受付時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:15	●	●	●	●	●	●
14:00~18:15	●	●	×	●	●	×

休診日/日曜日・祝日・水曜日午後・土曜日午後

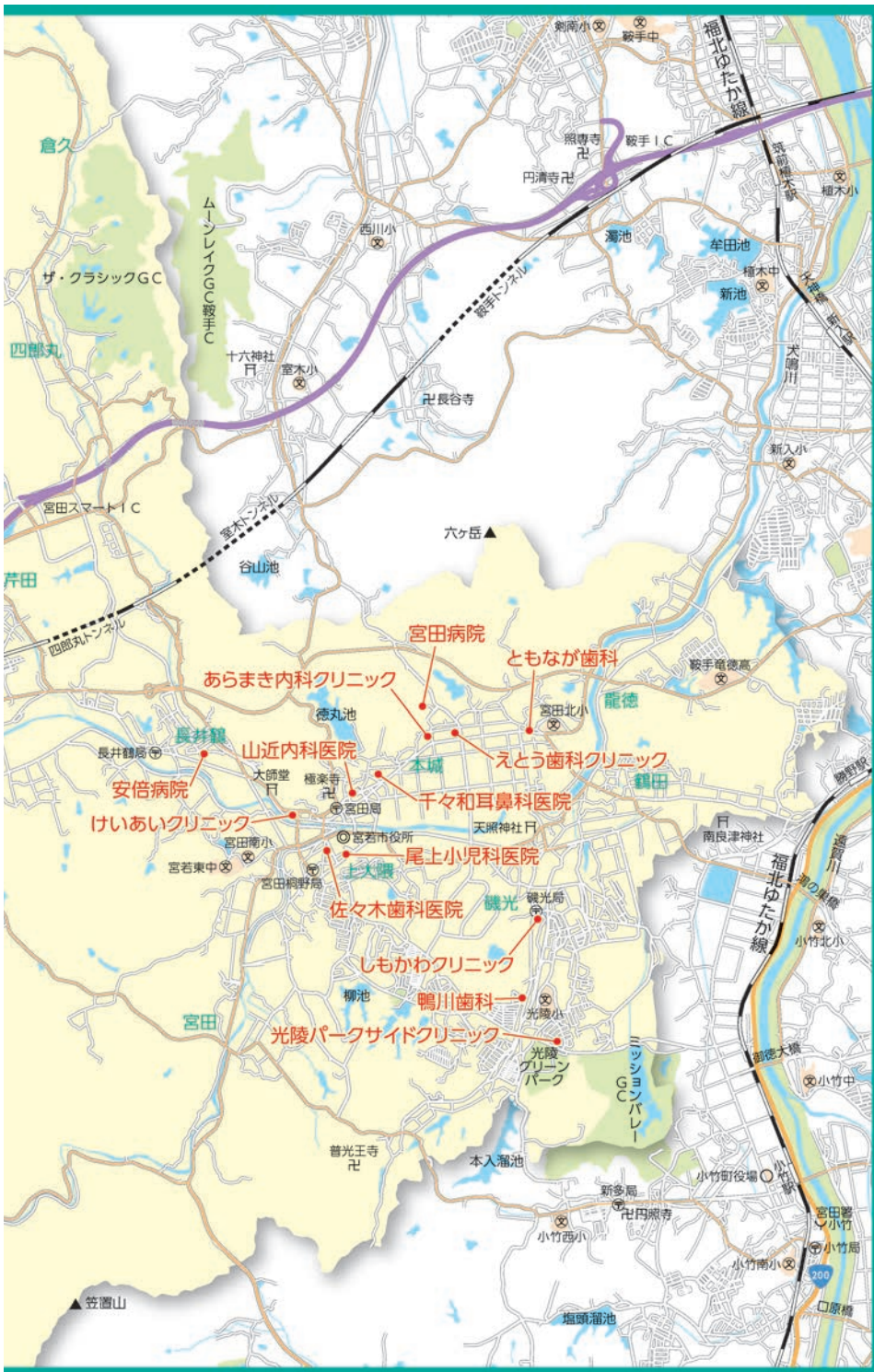
宮若市宮田64-9

TEL 0949-33-3025





※このページは有料広告ページです



救急告示病院

医療法人 相生会 **宮田病院**

受付時間 午前 8:30～12:00 午後 13:30～16:30
休診日：日曜日・祝日・木・土曜日 午後

内科(呼吸器・消化器・糖尿病・循環器・脳神経)
 外科・整形外科・泌尿器科・耳鼻咽喉科
 脳神経外科・小児科・人工透析(外来/入院)
 放射線科・麻酔科(中山眞一)

宮若市本城 1636 ☎32-3000

耳鼻咽喉科・気管食道科

平日 9:00～18:00 木曜 9:00～12:00
 (昼休み12:00～14:00) 土曜 9:00～16:00
休診日 日曜・祝日 (土曜昼休み12:00～14:00)

千々和耳鼻科医院

宮若市本城729-3
☎32-0083

歯科・小児歯科・歯科口腔外科

ともなが歯科

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:30	○	○	○	13:00 まで	○	13:00 まで
14:00～20:00	○	○	○	×	○	×

平日 20 時まで診療
 宮若市龍徳 1124-4 駐車場 有り
TEL 0949-32-1055

歯科・小児歯科・歯科口腔外科
 CT 設備あり

えとう歯科クリニック
日曜診療 致します

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
9:00～13:00	●	●	●	●	●	●	●	●
14:30～19:00	●	●	●	●	●	※	※	●

受付は診療終了 30 分前までです ※14:30～17:00
 (祝日のある週の水曜日は診療いたします)
 宮若市本城 1132-1
Tel. 0949-33-1122

鴨川歯科医院
 DENTALCLINIC

受付時間
 平日 9:00～18:30(昼休13:00～14:30)
 土曜日 9:00～13:00

休診日 木曜日・日曜日・祝日

宮若市磯光1378
TEL 0949-32-0553

医療法人 下川医院
光陵パークサイドクリニック

院長 江崎 英司
 医学博士 日本内科学会認定総合内科専門医
 日本循環器学会認定循環器専門医

循環器内科・内科・リハビリテーション科
リハビリ送迎あり。往診可 ※お気軽にご連絡下さい

◆診療時間9:00～18:00 ●理学療法士 常駐
 【第2・第4週の木曜は午後休診 土曜は17:00まで】
 宮若市鶴田2051-13 ☎32-0073

あらまき
 内科クリニック

ARAMAKI INTERNAL MEDICINE CLINIC
 内科, 糖尿病・代謝・内分泌内科

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～13:00	●	●	●	●	●	●
15:00～18:00	●	●	●	●	●	●

宮若市本城 678-4 休診日/日曜・祝日
 (やまもと歯科さんとなり) **TEL 0949-28-9528**



健康マップ ② 直方市・宗像市

独立行政法人 地域医療機能推進機構

福岡ゆたか中央病院

併設/健康管理センター

直方市感田 523-5

☎ (0949)26-2311(代)

はやし眼科

Hayashi EYE CLINIC はやしコンタクトレンズ

診察時間 月 火 水 木 金 土

午前9:00~12:00 ●●●●●●

午後2:30~6:00 ●●●●●● 12:30まで

手術 予約検査

※休診日/水曜午後・土曜午後・日曜・祝日

直方市大字頓野3870-1

TEL.0949-26-0500

診療科目：精神科 内科・歯科
心療内科・リハビリテーション科

社会復帰施設：精神科 デイケア
重度認知症デイケア
精神障害者グループホーム

医療法人 福翠会 高山病院

直方市大字下境3910-50

☎(0949)22-3661(代)

<http://www.nogata-fukusukai.jp>

在宅療養支援診療所

みずほ内科・レディースクリニック

内科・婦人科・訪問診療・がん緩和

診療時間：9:00~12:30,14:00~18:00

休診日：土曜日午後・日曜日及び祝日

<https://www.mizuhoclinica.com>

直方市上境 291-1

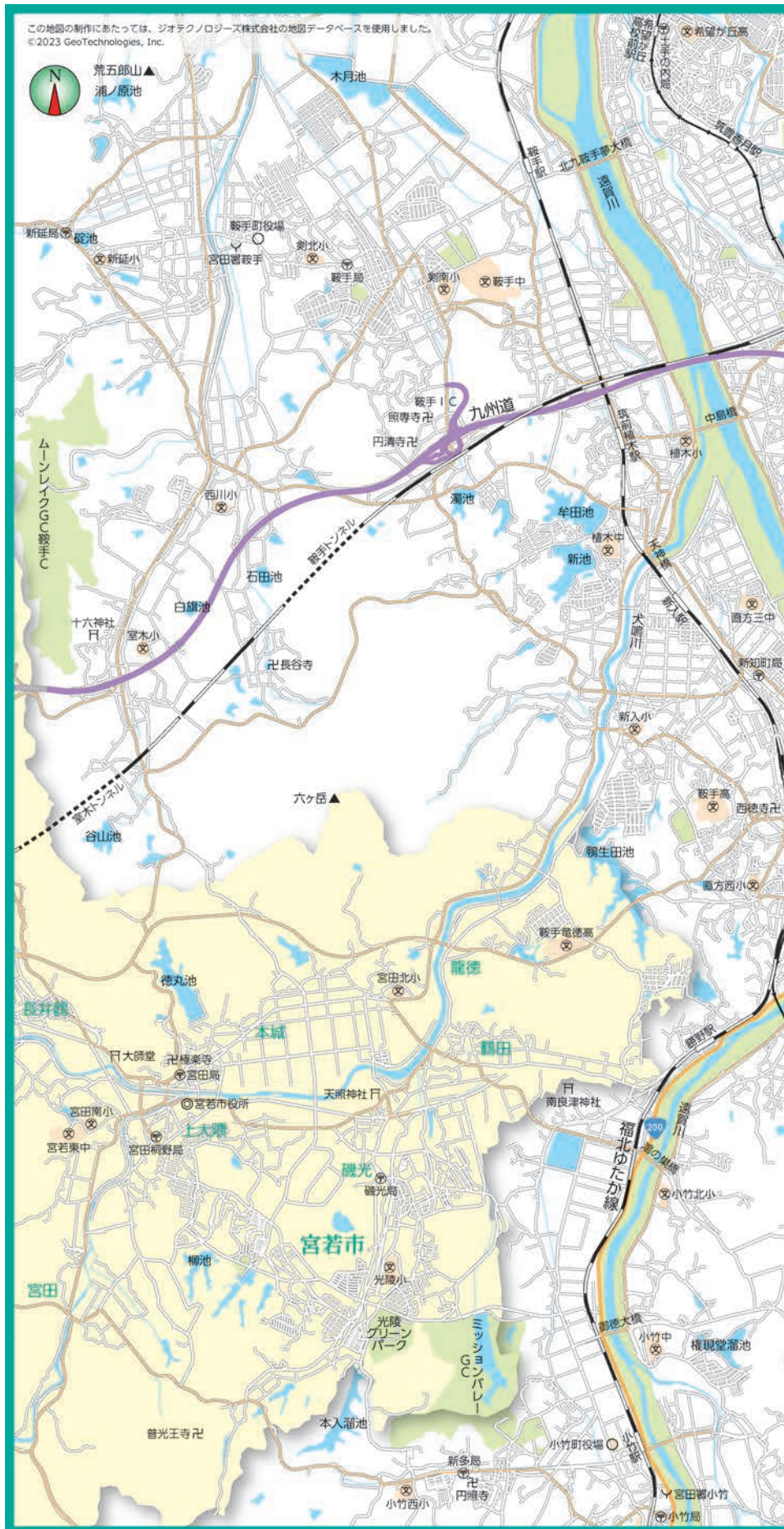
☎0949-28-8066



気持ちよく眠りにつくために

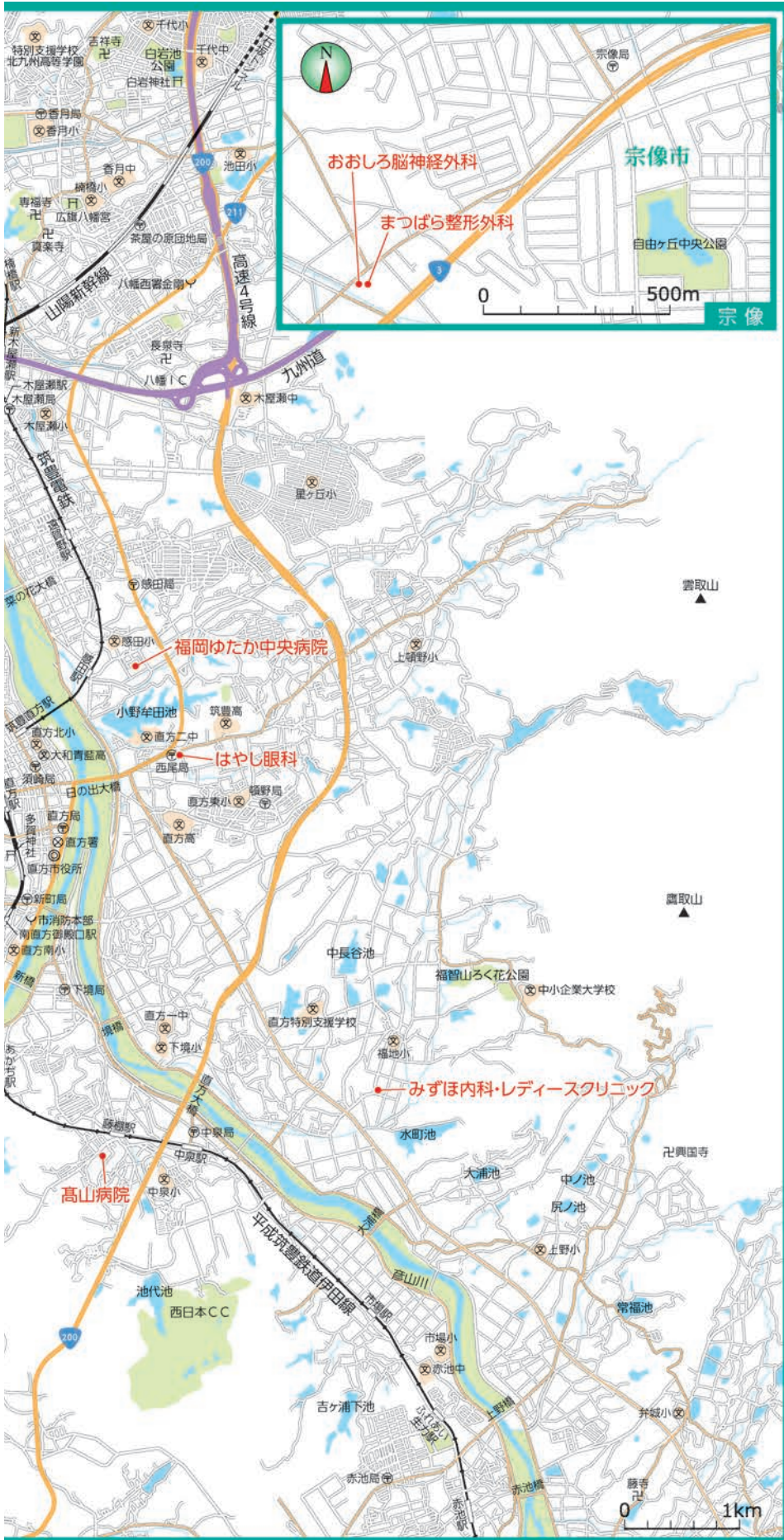
眠くなってから床につく

「眠らなければ」と意気込むと、かえって頭が冴えて寝つきを悪くしてしまいます。眠れないときはいったん布団を出てリラックスし、眠くなってからもう一度床につくようにしましょう。





※このページは有料広告ページです



おおしろ脳神経外科

月～金 9:00～13:00(最終受付 12:30)
14:00～18:00(最終受付 17:30)
土 9:00～13:00(最終受付 12:30)
休診 日曜・祝日・土曜午後



宗像市宮田2丁目13-4
TEL 0940-39-3346



整形一般・リハビリテーション
骨粗しょう症・リウマチ・スポーツ

まつばら 整形外科

診察時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00～13:00 (最終受付12:30)	●	●	●	●	●	●	／
14:00～18:00 (最終受付17:30)	●	／	／	●	●	／	／

休診 水曜午後、土曜午後、日曜・祝日

宗像市宮田2-13-5 ☎(0940)39-7811

くすりと上手につきあうために

副作用チェック

どんなくすりも副作用はあります。不安がるのではなく、知識をもっていれば危険な副作用を避けたり、素早く対処することができます。

飲み合わせチェック

くすりとくすり、くすりと食べ物(飲み物)の飲み合わせにも要注意。牛乳やビールで飲むと効果のなくなるものもあります。医療機関や薬局で用意している「おくすり手帳」などを活用して、くすりと上手につきあひましょう。

薬をもらうとき

- 病状、アレルギーの有無、妊娠の有無を伝える。
- ほかに飲んでいる薬があれば伝える。薬の飲み合わせ(相互作用)によって、副作用が出る場合があります。漢方薬も含めて2種類以上の薬を使用するときは、自己判断せず、必ず医師や薬剤師に相談しましょう。



一般社団法人 直方鞍手医師会

ごあいさつ

直方鞍手医師会は、明治39年に鞍手郡医師会として発足しており、長い歴史を有しております。

現在、一般社団法人直方鞍手医師会として、会員数は、開業医・勤務医合わせて147名で構成されております。

医師会の活動内容としては、看護専修学校、訪問看護ステーション、ケアプランサービス、ヘルパーステーション事業を行うとともに、直鞍急患センターの受託運営をはじめ、救急医療、予防接種、各種の健診事業（乳児健診、学童健診、がん検診、産業医健診、平成20年度から始まった特定健診・後期高齢者健診）などを行っており、少子高齢化社会を迎えた今、医療・保健・福祉諸事業に関する課題への対応により住民の方々の健康を守るため、会員一体となって努力しております。

また、住民の皆様のご協力を得ながら直鞍地区の医療環境のさらなる向上を目指して努力していきたいと考えております。

医師会は、今後「かかりつけ医」の推進、病院-病院、病院-診療所、診療所-診療所間の地域医療連携を強化し、地域の皆様のニーズに応えるべく努力をいたしてまいります。

会長 山近 仁



かかりつけ医を持ちましょう

一般社団法人 直方鞍手医師会

〒822-0034 福岡県直方市大字山部808-13 TEL (0949)22-0448

直方鞍手医師会会員一覧

令和5年11月現在

地区	医療機関名	所在地	電話番号
宮若市	(0949)		
	安倍病院	宮若市長井鶴250-3	32-0080
	あらまき内科クリニック	宮若市本城678-4	28-9528
	有吉病院	宮若市上有木397-1	33-3020
	禱若宮医院	宮若市沼口967-1	52-1777
	尾上小児科医院	宮若市宮田76-5	32-0084
	鞍手共立病院	宮若市龍徳554	22-2057
	けいあいクリニック	宮若市宮田4795	32-0323
	光陵パークサイドクリニック	宮若市鶴田2051-13	32-0073
	しもかわクリニック	宮若市磯光1236-1	28-7310
	菅井眼科麻酔科医院	宮若市宮田4839-2	32-0322
	杉坂クリニック	宮若市宮田241-136	32-3650
	千々和耳鼻科医院	宮若市本城729-3	32-0083
	藤井医院	宮若市本城436	32-0117
	宮田病院	宮若市本城1636	32-3000
	宮若整形外科医院	宮若市龍徳1106-17	32-1833
	山近内科医院	宮若市本城569-1	32-0135
吉原循環器科内科	宮若市竹原299-1	52-0073	
鞍手町	(0949)		
	梅谷外科胃腸科医院	鞍手郡鞍手町中山2262-3	42-3377
	木原医院	鞍手郡鞍手町中山3660-1	42-5005
	鞍手クリニック	鞍手郡鞍手町古門1042-1	43-3030
	くらて病院	鞍手郡鞍手町小牧2226-2	42-1231
	のりまつ医院	鞍手郡鞍手町猪倉349-1	42-7008
	原医院	鞍手郡鞍手町新北1659-1	43-2030
小竹町	(0949)		
	加来医院	鞍手郡小竹町勝野3547-2	62-0055
	菊地医院	鞍手郡小竹町御徳1972-2	62-1861
	小竹町立病院	鞍手郡小竹町勝野1191	62-0282
	整形外科健成クリニック	鞍手郡小竹町勝野3474-1	66-3111
林医院	鞍手郡小竹町新山崎1039-1	62-8008	
直方市	(0949)		
	青見胃腸・内視鏡内科クリニック	直方市上新入2490-7	22-2600
	あざかみこどもクリニック	直方市頓野3815-1	25-2666
	阿座上内科循環器科クリニック	直方市頓野3826-1	29-1070
	阿部眼科医院	直方市溝堀2-3-13	22-2953
	阿部皮膚科医院	直方市須崎町15-16	22-0234
	有馬産婦人科医院	直方市日吉町9-2	22-0833
	いずみ眼科	直方市感田1842	29-2505
	いちょう内科外科クリニック	直方市感田3478-1	29-8700
	伊東内科循環器科医院	直方市新知町7-12	24-4188
	魚住内科胃腸科医院	直方市頓野1919-4	26-6610
	江浦医院	直方市殿町10-38	22-0202
	太田医院	直方市植木1178-2	28-0054

地区	医療機関名	所在地	電話番号
直方市	おおいし腎泌尿器科医院	直方市感田2645-1	28-8355
	大野小児科内科	直方市日吉町3-2	22-0305
	おおもり皮膚科クリニック	直方市感田井牟田1930-1	26-6520
	岡村医院	直方市頓野3816-3	22-2683
	小野外科胃腸科医院	直方市感田1875	26-2678
	風の丘クリニック	直方市感田733-1	28-8740
	香月内科医院	直方市下境1147-2	22-3520
	かわじり内科医院	直方市湯野原2-8-4	29-8222
	川波医院	直方市津田町11-32	22-0252
	くきた小児科内科クリニック	直方市植木1007	24-5808
	栗原小児科内科クリニック	直方市神正町3-29	22-1900
	古賀整形外科医院	直方市知古1-1-1	22-0028
	さとう愛内科クリニック	直方市感田2154-1	28-7072
	白石内科医院	直方市殿町11-18	22-0716
	菅原内科呼吸器科医院	直方市頓野2104-31	28-1288
	すずき内科クリニック	直方市湯野原2-2-6-101	29-6788
	関屋内科クリニック	直方市殿町9-3	24-1151
	高嶋整形外科	直方市植木992-1	28-0144
	高橋医院	直方市上新入1980	22-0683
	高橋内科クリニック	直方市頓野3803-1	25-0020
	高山病院	直方市下境3910-50	22-3661
	武田医院	直方市古町16-3	22-0139
	田代医院	直方市溝堀3-5-41	22-3030
	田中産婦人科クリニック	直方市頓野1027	26-8868
	ていーだクリニック 整形外科	直方市感田1872-7	29-2939
	天寿がん免疫クリニック	直方市新町1-4-10	25-7830
	戸田医院	直方市中泉401	22-2114
	殿町医院	直方市殿町13-10	22-0438
	一寿会西尾病院	直方市津田町9-38	22-0054
	永松内科胃腸科医院	直方市頓野1532-1	26-7750
	西尾外科医院	直方市中泉276-1	22-2684
	西田外科医院	直方市頓野2104-19	28-1573
	西田病院	直方市永満寺1347	24-5139
	西村眼科クリニック	直方市津田町1-28	22-0464
直方診療所	直方市山部504	28-3321	
直方中村病院	直方市頓野993-1	26-1522	
直方病院	直方市須崎町1-1	22-1215	
はやし眼科	直方市頓野3870-1	26-0500	
ひさずみ内科医院	直方市下新入621-1	25-7500	
福岡ゆたか中央病院	直方市感田523-5	26-2311	
福原内科・脳神経内科 クリニック	直方市感田1872-6	26-5100	
みずほ内科・ レディースクリニック	直方市上境291-1	28-8066	
水町クリニック	直方市頓野1857-1	26-8255	
山口耳鼻咽喉科医院	直方市須崎町4-30	29-5225	



ごあいさつ

直方歯科医師会は、宮若市、直方市、鞍手町、小竹町の歯科医師により、昭和23年に設立されて以来、学校保健をはじめ、地域の歯科保健に根ざした活動を行っております。また、日本歯科医師会・福岡県歯科医師会と連携し、8020運動推進事業に力を注いでおります。高齢者の皆様に、健康寿命を延ばすためには、お口の健康が重要であることを提言しつづけております。

8020(ハチマルニイマル)運動とは?

「80歳になっても20本以上自分の歯を残し、なんでもよく噛める快適なお口の状態を保とう」という啓発運動です。

直方歯科医師会の行う主な事業

学校歯科保健活動

直方歯科医師会では、宮若市・直方市・鞍手町・小竹町の各保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校に担当医を配属し、健診・相談を実施して、学校保健活動を行っております。その健診の中で歯の健康優良児を選出し、「よい歯の学童表彰」に推薦するなど、口腔衛生及び歯科保健思想の普及向上に努めております。

母子歯科保健活動

宮若市での1歳6ヶ月児及び2歳児、3歳児歯科健診に協力し、母と子の歯科相談等を行っております。

障がい者(児)歯科治療

本会では毎週土曜日の午後から、九州歯科大学・福岡リハビリテーション病院のご協力をいただき、障がい者(児)の方を対象に歯科治療を行っております。予約制となっておりますので、事前にお電話をお願いいたします。

筑豊口腔保健センター

TEL(0949)22-2408

8020運動推進事業

6月の「歯と口の健康週間」、11月の「いいな、いい歯。」週間に各歯科医院で無料歯科相談・フッ素塗布を実施しております。この機会にぜひ歯科治療を身近なものに感じていただければと思っております。歯科疾患の予防を徹底して、健康の保持増進につなげましょう。

口腔管理推進室(訪問歯科診療紹介業務)

本会では、高齢や病気、障がい等で歯科医療を受けられない方々へ訪問歯科診療を行っております。お気軽にご相談ください。

口腔管理推進室

TEL(0949)28-7550

休日診療

休日が2日以上続く場合、直鞍地区では本会会員が当番になって診療を行っております。



一般社団法人 直方歯科医師会 筑豊口腔保健センター

〒822-0034 福岡県直方市山部759-1 TEL (0949) 22-2408 FAX(0949) 22-2409 <http://nogata-dental.jp>



直方歯科医師会会員一覧

令和5年11月現在

地区	医療機関名	所在地	電話番号	地区	医療機関名	所在地	電話番号
宮若市	(0949)			直方市	宇野歯科医院	下境444	24-0220
	青木歯科医院	宮田4811	32-0662		川島歯科クリニック	知古1-4-17	25-0648
	上鶴歯科医院	福丸250	52-0176		河野歯科医院	津田町2-19	22-1819
	鴨川歯科医院	磯光1378	32-0553		栗原保歯科医院	新知町6-14	24-3080
	佐々木歯科医院	宮田64-9	33-3025		清水歯科医院	感田1497-11	26-7636
	佐野歯科医院	磯光673	32-0458		白土歯科医院	古町7-30	22-1348
	塩川歯科医院	長井鶴235	33-1580		千手歯科医院	古町11-9	24-3288
	武田歯科医院	宮田225-2	32-1842		園田歯科医院	植木228-8	25-0170
	ともなが歯科	龍徳1124-4	32-1055		たかはし・歯科クリニック	上新入2035-2	23-3670
	橋本歯科医院	本城541-1	32-1175		武田歯科医院	頓野1966-1	26-3672
	長谷川淳歯科医院	宮田53-7	32-2700		武田きょうすけ歯科医院	古町8-10	24-6480
	宮若ひぐち歯科	福丸295-1	28-7234		頓野フレンド歯科	頓野3225-6	23-3990
	やまもと歯科クリニック	本城678-4	32-1184		ナカゾノ歯科医院	頓野2104-24	24-8887
	吉成歯科医院	福丸386-1	52-3333		ながた歯科クリニック	感田2202-6	28-7338
鞍手町	(0949)			のおがたみなみ歯科医院	新町1-4-15	23-1180	
	久原歯科医院	中山2365-1	42-0059	ひぐち歯科クリニック	感田1781-15	29-6110	
	くらてこども歯科おとな歯科	中山2263-35	28-8555	フジタ歯科医院	下新入624-4	28-3636	
	田中歯科医院	中山3186-12	42-0247	藤田歯科医院	新町2-6-36	22-1123	
	日高歯科診療所	新北1020-3	42-0140	前田歯科医院	須崎町14-19	22-0487	
	松枝歯科医院	新北2538-2	43-1212	まつき歯科医院	津田町8-24	22-2294	
小竹町	(0949)			松野歯科医院	須崎町13-24	24-9222	
	古賀歯科医院	新多21-14	62-4788	MIZUHOデンタルクリニック	永満寺2536-2	29-9055	
	野田歯科医院	勝野4061-1	62-0003	みずま歯科医院	溝堀3-6-29	25-0480	
	福田歯科医院	御徳1972	62-3599	安河内歯科医院	日吉町3-12	24-0577	
	やはら歯科医院	勝野3318	62-0236	やまだ歯科	頓野1094-1	26-0180	
直方市	(0949)			山本歯科医院	須崎町9-3	22-6127	
	あかま歯科クリニック	感田1887-13	26-8117	わたなべ歯科医院	頓野1870-9	26-7722	
	あべ歯科医院	植木709-1	24-8211				
	あらまき歯科医院	古町6-16	28-3150				
	ありま歯科医院	日吉町9-3	29-4108				



ごあいさつ

私たち薬剤師は、皆様の身近な健康アドバイザーとして、処方されるお薬のみならず、セルフメディケーションをサポートするため、いつもお役に立てるよう努めております。薬や健康のことのみならず、介護や福祉などに関しても関係職種と連携し支えてまいります。処方せんにより調剤したお薬をわかりやすくかつ安全に飲んでいただくことはもとより、薬局だけでなく皆様のご家庭までお薬をお届けしてご説明や支援する「在宅訪問」（医療保険・介護保険とも医師の指示が必要）にも、積極的に取り組んでおります。このような医療と介護の橋渡しも、私たち薬剤師の大切な仕事なのです。

さらに学校薬剤師として市内や郡部の学校で、児童・生徒の健康維持および学校環境衛生向上にも活躍しております。

これからも皆様の健康をサポートさせていただきたいと思っております。是非お近くの薬局・薬剤師（かかりつけ薬局・薬剤師）にお気軽にご相談ください。

会長 宮坂 圭三

お薬手帳

「お薬手帳」はあなたの体質やお薬の記録が一目でわかるアイテムです。薬局や病院で見せれば、アレルギーや副作用、飲んでいる薬がすぐわかります。処方された薬や、購入希望の一般用医薬品との重複や飲み合わせも判断できます。急病や災害では、救急車の中や初めての病院で「お薬手帳」が重要になります。東日本大震災、熊本地震では多くの被災者の命を助けました。

また最近ではスマートフォンのアプリで「電子お薬手帳」があります。紙のお薬手帳と同様に活用できます。持ってくるのを忘れることも少なくなります。

一部の薬局を除き、調剤薬局では「お薬手帳」を提示することで一部負担金が安くなる場合があります。一人一冊にまとめて活用しましょう。



かかりつけ薬剤師・かかりつけ薬局

信頼できて、気軽に相談できる薬剤師がいると安心です。薬局ではあなたの体質や飲んでいるお薬を記録しておき、飲み合わせや身体に合わないお薬をチェックしてくれています。複数の病院を受診している場合、一か所の薬局で全てのお薬をもらうのが理想的ですが、新しいお薬はすぐにそろわないこともあります。もしそれぞれの薬局にかかっている、曜日・時間に関係なく、何でも相談できる薬剤師を一人に決めることをお勧めします。これが「かかりつけ薬剤師」です。

是非「かかりつけ薬剤師」を一人だけお決めください。その薬剤師にその旨を伝えてください。簡単なサインが必要です。複数の薬剤師（薬局）との契約は無効です。「かかりつけ薬剤師」はあなたが決めるもので、薬局が押し付けるものではありません。



くすりなんでもテレホン

ご質問をお電話で受け付けています **TEL 092-271-1585**

受付時間 月～金 9:00～17:30 土 9:00～12:00

一般社団法人 直方鞍手薬剤師会

〒822-0027 福岡県直方市古町8-12 TEL (0949) 29-7055 FAX (0949) 29-7056



直方鞍手薬剤師会会員一覧

令和5年11月現在

地区	薬局名	住所	電話 (0949)	FAX (0949)
宮若地区	水山調剤薬局	宮若市宮田4824-1	33-3100	33-3968
	石丸調剤薬局	宮若市本城436-2	33-3527	33-3528
	宮田調剤薬局	宮若市本城729-2	32-9398	32-9398
	セガミ上有木調剤薬局	宮若市上有木398-1	32-9443	33-3097
	若宮薬局	宮若市沼口965	52-3808	52-3808
	いきいき薬局宮田病院前店	宮若市本城1633-1	28-8851	28-8871
	いそみつ薬局	宮若市鶴田2051-18	32-0759	32-0759
	アイン薬局宮田店	宮若市本城隠谷1755-4	32-3022	32-3054
	大信薬局龍徳店	宮若市龍徳1106-20	52-7881	52-7882
	本城薬局	宮若市本城1119	32-1230	32-1235
	スマイル薬局宮若店	宮若市長井鶴419-14	52-6557	52-6555
鞍手地区	とき薬局	鞍手郡鞍手町中山3660-3	42-8890	42-8899
	ほしの薬局鞍手店	鞍手郡鞍手町古門1045-1	42-8210	42-8210
	メイト薬局	鞍手郡鞍手町大字新北1663-1	43-2626	43-2627
	平成堂薬局	鞍手郡鞍手町中山2264-137	42-2773	42-4701
	そうごう薬局小竹店	鞍手郡小竹町勝野1159-1	66-1061	66-1062
	ちくし小竹薬局	鞍手郡小竹町勝野3472-25	66-8077	66-8078
	えび寿薬局	鞍手郡小竹町御徳1972-47	62-1040	66-8100
	タケシタ調剤薬局くらて店	鞍手郡鞍手町小牧2226	28-7405	28-7406
	スマイル薬局小竹店	鞍手郡小竹町勝野3329-1	66-8666	66-8777
	直方地区	坂田救命堂頓野薬局	直方市頓野1919-1	26-2690
津田町調剤薬局		直方市津田町11-2	25-0175	22-1780
中村薬局日吉店		直方市日吉町13-13	28-4690	28-4691
須崎町調剤薬局		直方市須崎町14-3	28-1135	28-1135
直方スガムラ調剤薬局		直方市古町16-3	25-0378	25-0378
アイ調剤薬局		直方市神正町3-26	24-3862	24-3872
有限会社つかさ薬局		直方市大字頓野3816-7	25-2664	25-2674
そうごう薬局下境店		直方市下境1172-1	22-5091	22-5098
有限会社 中央橋薬局		直方市大字頓野1550-1	26-7822	26-7833
たんぼぼ薬局		直方市日吉町6-8	22-3344	22-3343
直方鞍手薬剤師会 会営薬局		直方市感田573-1	29-6025	29-6026
直方阿部薬局		直方市須崎町16-22	22-5174	52-6044
ミント薬局		直方市上新入2490-24	24-3939	24-3940
やまと調剤薬局		直方市大字頓野3897-8	26-6345	26-6345
栗原薬局		直方市大字中泉381-3	22-2747	22-2749
イオン薬局直方店		直方市湯野原2-1-1	29-8880	29-8880
ほしの薬局菜の花店		直方市感田1842-4	26-8828	26-8828
さくら薬局直方店		直方市湯野原2-2-10	26-8043	26-8044
つばさ薬局		直方市大字山部491-15	23-8118	23-8119
けんこう薬局		直方市須崎町13-2	29-5152	29-5152
大信薬局直方駅前店		直方市須崎町3-37竹田ビル1F	25-7070	25-7077
ハッピー薬局直方湯野原店		直方市湯野原2-8-6	29-2610	29-2611
きらら薬局		直方市溝堀3-5-43	29-7500	29-7501
ほぬ薬局		直方市大字感田3478-8	29-0660	29-0661
なかむら薬局		直方市津田町11-3	28-7689	22-0510
大信薬局たもん店		直方市津田町11-21	52-8338	52-8380
きさらぎ薬局頓野店		直方市頓野3820-7	29-1500	29-1501
赤松薬局		直方市殿町8-23	22-1929	22-1929
レリアン薬局		直方市上新入624-1	22-0124	28-7126
こぐまの薬局		直方市感田2649-4	29-6590	29-6593
にじいろ薬局		直方市植木999-2	24-1120	24-1121
プラナス調剤薬局	直方市湯野原2-15-16	28-8952	28-8953	



商工会議所とは

商工会議所は「商工会議所法」という法律に基づいて設立された地域総合経済団体であり、法人、個人、団体などを会員とし、商工業の振興と地域の発展のために活動しています。

こんなとき
どうしたらいいの？



- ▶ 創業、経営革新、事業承継問題に取り組みたい。
- ▶ 雇用・賃金や下請取引問題に悩んでいる。
- ▶ 公的な中小企業支援策の情報を知りたい。

経営指導員がいつでも相談に応じます。

(窓口相談のほかに巡回相談を行っています)



経営

- 経営革新、新規創業について
- 中小企業者等のための支援策について
- 経営計画について
- 店舗の改装や陳列、接客について
- 情報化への対応について

金融

- 資金計画、資金繰り表の作成、資金調達、返済軽減の方法について
- 日本政策金融公庫、県・市の制度融資の斡旋について



税務・経理

- 決算、確定申告に関することについて
- 記帳等に関することについて

労務

- 労務管理、従業員の能力開発について
- 社会保険、労働保険について
- 賃金、就業規則について
- 従業員の退職金の準備、福利厚生について

その他

● 小規模企業共済制度

経営者の退職金制度です。

● 経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済制度)

取引先の突然の倒産に備えます。

● 生命共済

従業員等(事業主も可)の弔慰金制度・福利厚生制度で、掛金が全額損金処分(但し、個人事業主・専従者を除く)でき、業務上・業務外を問わず補償が受けられます。

● 特定退職金共済

従業員の退職金制度で、掛金が全額損金処分できます。

● ビジネス総合保険制度

事業活動における賠償リスク、事業休業リスク、財物損壊リスクを総合的に補償する保険制度です。

● 福岡県火災共済

安い掛け金で万一の災害に備えてあなたの財産を守ります。

● 個人情報漏えい賠償責任保険制度

個人情報保護法に対応する保険制度です。

● 業務災害補償プラン

全国規模のメリットを活かした低廉な保険料で死亡、後遺障害等、業務中の怪我による入通院に対する補償が受けられます。

宮若商工会議所

〒823-0011 宮若市宮田3673-3 TEL(0949)32-1200 FAX(0949)32-1205





若宮商工会

商工会とは

商工会は、「商工会法」に基づいて運営されている地域の総合経済団体です。当会は地域振興の担い手として停滞する地域経済の活性化を図るため行政等との更なる連携をはじめ、中・小規模企業に対する地域密着型のきめ細かい経営支援など様々な活動をしています。また、地域貢献事業にも積極的に取り組み、豊かで活力と魅力あるまちづくりを目指し、地域と共に歩みたいと考えております。お気軽にお問い合わせください。

経営

経営革新計画や各種補助金の申請サポート、法改正の周知やセミナーの開催、中小企業者のデジタル化の推進等事業の改善に対し適切な支援を行います。

金融

皆様の経営をより安定、向上させるために、金融や信用保証に関する相談や斡旋などを行っています。事業資金にお悩みの方は気軽に商工会にご相談ください。

記帳指導

正しい記帳は企業発展の原点です。

- 帳簿の付け方
- 帳簿書類
- 記帳のポイント
- ネットde記帳
- 簿記知識の習得



創業支援相談

これから事業経営をお考えの方へ、創業計画書の作成・創業資金・労働保険制度など、事業経営に必要な準備や計画について、各専門スタッフが丁寧な創業支援を行います。また、国の産業競争力強化法に基づき、宮若市内での創業者に向け「創業支援事業者」としての申請及び実行支援に取り組んでいます。ご相談、お問合せは、「若宮商工会創業相談窓口」へお越しください。

労務指導

商工会では、皆様の企業にお勤めの従業員の福利厚生のために、労働保険、退職金などについてご相談にのり、適切なアドバイスをしています。

バス定期券
発売中!!

JR九州バスの定期券を取扱っています。

- 通勤定期券
- みのり定期券
- 通学定期券

共済・年金・保険

商工業の発展と振興のお手伝いをします。

- 1 貯蓄・融資・保障の3つの充実
商工貯蓄共済制度
- 2 会員のための充実した入院・通院補償
商工会福祉共済
- 3 不意の休業にうれしい所得補償
全国商工会経営者休業補償制度
- 4 事業活動における賠償リスク、事業休業リスク、財物損壊リスクを総合的に補償
ビジネス総合保険制度
- 5 事業主のための国の退職金制度
小規模企業共済制度
- 6 取引先がもしものときに備えて
経営セーフティ共済制度
- 7 中小企業でも従業員に退職金を
中小企業退職金共済制度
- 8 もしもの災害に備えて
火災共済制度
- 9 割安な自動車保険
自動車総合共済制度
- 10 人身事故の強い味方
自動車事故費用共済制度



生活ガイド

若宮商工会

〒822-0101 宮若市福丸250-1 TEL (0949) 52-0640 FAX (0949) 52-1765



住まいの基礎知識 ①

住まいの整備に関する補助金

介護保険制度では、「要支援1~2」や「要介護1~5」と認定された方が、自宅で生活をしやすい住環境にするための手すりの取り付けや段差解消などの、住宅改修に対して費用が支給されます。また介護保険制度とは別に、高齢者向けや障がい者向けに住宅改修に助成金を支給しているところもあります。工事をお考えの際には事前に自治体に相談してみると良いでしょう。



バリアフリー住宅

バリアフリー住宅は、お年寄りや障がいを抱えている方でも住みやすい生活をおくれる住宅のことです。

床の段差をなくしたり、階段に手すりを取り付けるなどいつまでも安全で暮らしやすい家で子どもから高齢のご両親まで、みんなが居心地よく住めることが重要です。



リフォームと建築基準法

リフォーム時には、住宅に関する法律についても知っておく必要があります。通常業者さんが把握しており問題が起こることはあまりありませんが、知っておきたい法律としては建築基準法があります。建築基準法は住宅の安全性、居住性、周辺環境への配慮を目的としている法律で、新築だけではなくリフォーム時にも適用されるので注意が必要です。

業者の探し方

最近では自社ホームページを持っているリフォーム会社も多いようです。ポストに入ってくるチラシも情報収集のチャンスです。

またご近所や知り合いでリフォーム工事をした家があったら、その会社がどんな対応だったか聞いてみるのも一つの手です。



自然塗料

室内の床や壁、柱、家具などの木製品の多くは、何らかの塗装がされています。特に大量生産の製品はそのほとんどに化学塗料が使われています。

近年、シックハウス症候群の原因となる、化学物質による室内の空気汚染が問題視されています。お子さんやご家族がアレルギー体質なら業者にまず相談する必要があるでしょう。



屋根工事・樋工事

県知事許可 第58067号

ふくはく

(有)福博瓦工業

宮若市上大隈3-11

TEL 0949-32-2989
FAX 0949-32-4424



宮若市 福博瓦工業

検索

エアコン

換気扇

浴室

洗面台

トイレ

キッチン

ガラス・サッシ

その他



見積無料

詳しくは今すぐお電話下さい!

おそうじ本舗®

おそうじ本舗宮若店

検索

宮若店

困ったことは何でもご相談下さい!

宮若市龍徳 2333

☎0120-24-7060

Point.1

外壁や屋根などの断熱はリフォームするときにチャンスです。

外壁や屋根などの断熱は、内装や外装をリフォームする時に一緒に行くと、施工もしやすく費用効率もよいので、一石二鳥です。

断熱の基本は、住宅をすっぽりくるむ事です。ですから部位毎にバラバラに施工するより、全体を一度に行くと、とても効果的です。また、天井や屋根と壁、壁と床や基礎などの境目は、施工が難しい場所で、注意が必要です。





**電気工事に関する
小さな工事等から・・・**

- ・分電盤・LED・照明・換気扇・コンセント
- ・スイッチ・エアコン・テレビアンテナ
- ・漏電改修・電灯動力改修・防犯カメラ
- ・防犯灯・その他

総合電気設備工事設計施工

坂田電気工事商会

福岡県知事建設業許可（電気・管工事業）
 ・電動工具・電設工具類（レンタル）
 お問い合わせ下さい

宮若市鶴田2046-69
 TEL：0949-32-2093
 FAX：0949-32-2009
 E-mail：sakatadenden@yahoo.co.jp

 <https://iizukatosou.jp/>

株式会社 福岡県知事許可（般-30）第111932号
飯塚塗装工業

代表取締役 金城 陽介

営業項目

- 土木工事業
- とび・土工工事業
- 塗装工事業
- 防水工事業
- 内装仕上工事業
- 解体工事業
- リフォーム一式

Instagram 

IIZUKATOSOU.CO.LTD

飯塚市菰田西3丁目12-9
 TEL/FAX0948-24-1332

お住いの事なら
お任せ下さい!!

建築業

新築・増改築



kojin 福岡県知事許可（般-2）第99866号
コジン建設

代表 小陣 稔時

宮若市福丸 240-5
 TEL 0949-52-2346
 FAX 0949-36-5005

新築・注文住宅・増改築
 水廻り改修・リフォーム
 建設業登録 福岡県知事 第95887号

樋口建設

代表 樋口 信昭

宮若市金丸351-8 TEL 52-2604
 FAX 52-2602

宮若市 樋口建設 検索

一般造園工事
 外構工事・庭園工事・剪定・草刈
 樹木伐採・エクステリア全般

一般土木
 舗装工事・擁壁工事・石工事
 敷地造成工事

福岡県知事許可（般-1）第110335号
 造園・土木施工管理

 **green・care**
 グリーン・ケア

TEL.0949-33-2044 
 FAX.0949-36-3839
 宮若市上大隈 450-68

新築・リフォーム
 不動産

創業94年

幸福造り、家造り
(株)さくま産業製材所

本社・工場／福岡県宮若市宮田134
 TEL(0949)32-0027
 ホームページ [佐久間産業](#) 検索

Point.2

住宅を新築したりする時は、
 次世代省エネ基準の住宅を選びましょう。



平成11年に省エネルギー法に基づく住宅の断熱性能・気密性能等の基準
 (省エネ基準)の内容が、より省エネルギー化の方向に見直されました。

快適で健康

断熱・気密化されると、部屋毎の温度差などが小さくなり、とても快適になります。また、換気も確保されるので、健康的な住宅となります。

省エネルギー

断熱・気密性能がとて高くなるので、暖・冷房の費用を大きく減らし、CO₂の排出も少なくて済みます。

長寿命

防湿層によって壁の内部が結露しにくくなるので、家を支える土台や柱の腐食を防止し、家を長持ちさせます。

福岡県登録電気工事業者
 登録番号 第20220090号

西川電気設備

- ・電気設備工事
- ・LP ガス機器販売取付
- ・照明器具販売取付
- ・リフォーム工事
- ・その他各種電気設備工事

〒822-0151
 福岡県宮若市水原 931-1
 TEL 0949-28-9622
 Mobile 080-3903-1338

生活ガイド



住まいの基礎知識 ②

リフォームの進め方とポイント

STEP.1 具体的な計画をたてる

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。この時点での情報収集も大切なポイントです。

POINT

- ▶ 時期、期間は？ ▶ 予算は？

STEP.2 事業者を決める～契約する

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。

POINT

- ▶ 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- ▶ 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- ▶ 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい、検討したか？

STEP.3 着工

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

POINT

- ▶ 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- ▶ 工程表に基づいて進んでいるか？
- ▶ 変更・追加などが発生していないか？

STEP.4 着工後

POINT

- ▶ 事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか？
- ▶ 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？

リフォームの疑問

Q.1 リフォームの費用はどのくらいかかりますか？

改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。

例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。

Q.2 満足いくリフォームのポイントは？

まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。

Q.3 信頼のおける業者とは？

2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどのようなのか、必ず確認しましょう。



新築・増改築・一般建築工事・解体工事
建物のことならなんでも！

総合建設業

中田建設 株式会社

〒823-0001 福岡県宮若市龍徳1478

TEL 0949-32-0575
FAX 0949-32-1997

くつろ木の家造り

新築 増改築

オール電化・水洗化による
住宅改修工事など、おまかせ下さい。
まずは、お電話にてご相談を！

有限会社 **三島住建**

一級建築施工管理技士事業所

宮若市龍徳1313

TEL 0949-32-2500
FAX 0949-32-8882

新築～リフォーム

- 建築設計施工監理 -

上田建設

住まいの事なら
なんでも
ご相談ください！

宮若市本城 1943-5

TEL/FAX 0949-33-1940
TEL 0949-33-1974





屋根のお悩み 気軽に
 ご相談下さい。

福原屋根工事

代表 福原 将臣
 1級 技能士

御見積無料で致します

☎0949-52-2939

福岡県宮若市山口 3698-2
 FAX 0949-52-7011

一般社団法人 全日本瓦工事業連盟 加盟店



BASIC KNOWLEDGE OF THE REFORM



総合アルミ建材
 福岡県知事許可(般-30)第111599号

上野サッシ

一級ガラス施工技能士
 宮若市竹原310
 TEL. 0949-52-1543
 FAX. 0949-52-1586
<https://meilirmirror.jp>

アルミサッシ 玄関リフォーム シャッター工事
 テラス・ウッドデッキ・フェンス販売施工
 アルミ建材・網戸
 ブラインド工事
 NYミラー輸入販売
 各種板ガラス入れ替え工事



自分で見つける危険な症状「あなたのお家は大丈夫？耐震チェック」



「10の耐震チェックポイント」一つでも該当する項目があれば、専門家に相談しましょう。
 間取りや構造によって差はありますが、在来工法で建てられた住宅の代表的な例をもとに10の項目を挙げました。

- | | | | |
|--|--------------------------|---|--------------------------|
| 1. 昭和56年度以前の建物である
(現在の耐震基準を満たしていない可能性があります) | <input type="checkbox"/> | 6. 大きな吹き抜けがある | <input type="checkbox"/> |
| 2. 基礎にひび割れがある | <input type="checkbox"/> | 7. 室内の床が傾いている | <input type="checkbox"/> |
| 3. 地盤が危険だと感じる | <input type="checkbox"/> | 8. 屋根には重い建材を使用している | <input type="checkbox"/> |
| 4. 基礎が鉄筋コンクリート造ではない | <input type="checkbox"/> | 9. 過去に大きな災害に見舞われたことがある | <input type="checkbox"/> |
| 5. 必要な手続きを行わずに増築している | <input type="checkbox"/> | 10. 壁の量が少ない
(見かけの壁の割合が少ない場合は、当然危険です) | <input type="checkbox"/> |

生活ガイド

about funeral+grave

葬儀・お墓について

日常生活の中で、できるだけ考えたくないことかもしれませんが、どのような人生にも終焉は訪れます。いざというとき慌てないために、基本的な葬儀や法要の流れ、会葬のマナーは心得ておきましょう。

弔事の流れ

臨終から法要まで

葬儀は人生最後の儀式。弔事の一つひとつにしきたりがあり、意味があります。地方によって、また宗教や宗派によって名称や作法は異なりますが、大方の流れは次のようになります。

臨終

遺体を北枕に安置し、喪主、儀式の形式と日取り、葬儀社を決めて依頼し、寺院や知らせるべき人に連絡します。



通夜の準備

枕飾りをして遺体を安置。喪服、遺影の準備と世話役との打ち合わせ。戒名の依頼や隣近所への挨拶、死亡届の手配も行います。

通夜

故人との別れを惜しみ、夜通し香と灯火を絶やさず遺体を守ったのが本来の通夜ですが、最近では数時間ほどで終わる形式が多くなりました。通夜が終了した後は、通夜ぶるまいとして親族や親しい人に食事を振る舞ったり、代わりに折り詰めなどを渡したりすることもあります。



葬儀・告別式

通夜の翌日に、死者を弔うのが葬儀で、故人に別れを告げるのが告別式です。読経の後、遺族、親族が焼香し、参列者の焼香へと移ります。

出棺・火葬

最後の対面の後、別れの花などを行い、遺族の手で霊柩車へ。会葬者は合掌して見送ります。
※葬儀・告別式の前に行う場合もあります。



火葬・骨上げ

火葬の前に全員が焼香。火葬終了後は、二人一組になって箸で遺骨をはさみ骨壺に入れる骨上げを行います。
※葬儀・告別式の前に行う場合もあります。

還骨回向

持ち帰った遺骨、位牌を祭壇に安置し、僧侶が読経する中、遺族による焼香が行われます。このとき、本来7日目に行う初七日法要を、繰り上げてとりおこなう場合が多くなっています。

精進落とし

法要後、お世話になった人に感謝と慰労の気持ちを込めて喪主が挨拶。遺族が酒と料理でもてなし、故人をしのびます。

追善供養

初七日に始まり、三十五日、四十九日、百か日と、お経を上げて、お香で供養します。このとき納骨を行う場合もあります。

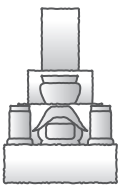


年忌法要

一周忌に始まり、2年目の三回忌、6年目の七回忌、その後十三回忌、十七回忌、二十三回忌、二十七回忌、三十三回忌、三十七回忌、五十回忌と法要を続けます。三十三回忌または五十回忌をもって、弔い上げ(最終の年忌法要)とする場合が多くなっています。

お墓の形いろいろ

現在、墓地や霊園などで多く見られる形のお墓は、江戸時代の中頃から広く使われるようになったと言われていて、鎌倉時代から室町時代にかけて多く作られた、五輪塔(ごりんとう)など供養塔型のお墓も一部で見られます。近年は、背が低く横幅が広い洋型のお墓も増えてきました。また、既存の型にこだわらない自由なデザインのお墓も見られます。



和型

最も標準的な形のお墓です。竿石(さおいし)の下に上台石(じょうだいし)、下台石(げだいし)を重ねた形が多く見られます。下台石の下に芝台石(しばだいし)を置いたり、竿石と上台の間にスリンと呼ばれる石を置く場合もあります。また、付属品として香炉(こうろ)、水鉢(みずばち)、花立て(はなたて)、墓誌(ぼし)、卒塔婆立て(そとばたて)なども、必要に応じて設置されます。



和型供養塔

現在の和型墓石が広く普及する以前に多く作られた、供養塔の形をしたお墓です。五輪塔(ごりんとう)、多宝塔(たほうとう)、宝篋印塔(ほうきょういんとう)、無縫塔(むほうとう)などの種類があります。



洋型

芝生墓地やガーデニング霊園、西洋風霊園などの増加とともに、西洋風のお墓も増えてきました。台石の上に、和型と比べて背が低く、横幅が広い竿石を置いたお墓で、竿石の前面を斜めに加工した「オルガン型」や、垂直に加工した「ストレート型」などがあります。また、芝生墓地などで多く見られる「プレート型」もあります。



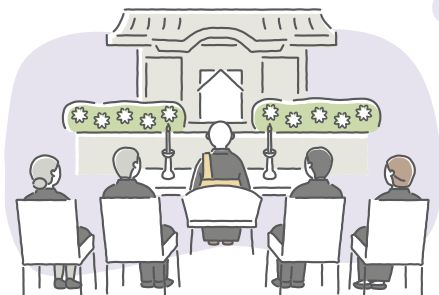
デザイン墓石

伝統的な形にとらわれず、故人の趣味や個性を反映したオリジナルのデザインを施したお墓を選ぶ方も増えています。ただし、墓地や霊園によっては特異なデザインのお墓を建造できない場合がありますので、事前に確認する必要があります。

※掲載の記事に関しましては、一般的な様式を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。

参列のマナー

- 当日は余裕を持って早めに到着しましょう。
- 受付では、お悔やみを述べてから記帳します。香典を差し出す場合は、相手に名前を向けます。
- 携帯電話は必ず電源を切るか、マナーモードにしましょう。
- 出棺時は屋外でもコートは脱ぎ、喪服のままで見送しましょう。



創業宝暦十三年
有限会社 堀内石材店
HORIUCHI SEKIZAI

墓石	墓じまい	記念碑	モニュメント
燈籠	建築石材	墓石リフォーム	
仏像	その他石に関する事		

■遠賀工場(本社)
〒811-4332 遠賀郡遠賀町上別府 13-54
TEL.093-293-1114
☎0120-148553
インハココサ

堀内石材店 検索

「わが街事典」電子ブックで 宮若市の情報を持ち歩こう

いつでもどこでも知りたい情報を
「わが街事典」アプリでチェック

無料

閲覧に伴う通信料は
ご負担ください



スマートフォン



パソコン



タブレット



「MY本棚」機能で、
お手軽に情報をチェック！

一度読んだ電子ブックは「MY本棚」に保存
されますので、読みたくなったときはすぐに
読むことができます。

ダウンロード方法や
対応端末など
詳しくはこちら➡



iPadアプリ版

iPhoneアプリ版

Androidアプリ版



編集後記

Editorial Notes

「宮若市 暮らしの便利帳」は、宮若市にお住まいの皆様方へ、市の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、市民の皆様方に、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として宮若市と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「宮若市 暮らしの便利帳」は、地域の各団体及び事業者の皆様のご協力により、行政機関への設置はもとより、宮若市の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

- ◎「宮若市 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和5年12月現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。
- ◎また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご利用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。
- ◎掲載している広告は、令和5年11月現在の情報です。

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。
無断で複写、転載することをご遠慮ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



宮若市 暮らしの便利帳



令和6年1月発行

発行

宮若市 / 株式会社サイネックス



宮若市HP



サイネックスHP

制作

株式会社サイネックス
〒543-0001
大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 北九州支店
〒802-0804
福岡県北九州市小倉南区下城野1-9-18
TEL.093-288-5630